

「自立と思いやりのまち」をめざして

唐津市障害者基本計画

きずな
～ からつ 絆 プラン ～



平成19年3月

唐津市

はじめに

一人ひとりが互いを認めあい、互いを支えあっていく市民の“^{きずな}絆”のもとに、障害のある人は自立した暮らしを求め、そして障害のない人はそれを受け入れ“さりげなく”支えていくような、優しさと温かさのある安全・安心のまちづくり。

こうしたまちづくりを目指し、「自立と思いやりのまち・からつ」を基本目標に『唐津市障害者基本計画』を策定いたしました。



平成18年10月1日、障害の種別や年齢にかかわらず、障害者本人を中心とした個別的な支援をより効果的・効率的に進め、障害者一人ひとりができるだけ身近なところでサービスを利用しながら自立した生活を送れるよう、国民全体で支えあう基盤をつくることを目的とし、障害者自立支援法が完全施行されました。

こうした障害福祉施策の変遷のなか、本計画では平成19年度(2007年度)から平成28年度(2016年度)までの10年間を計画期間とし、基本目標を実現するための5つの基本方針及び具体的な施策を掲げております。

この計画を推進するため、市民の皆様、関係団体、関係機関などと手を取り合い、協働して取り組んでまいりたいと存じますので、多くの皆様のより一層のご支援、ご協力を心からお願い申し上げます。

結びに、この計画の策定にあたり貴重なご意見をいただきました「唐津市障害者基本計画等策定委員会」委員の皆様をはじめ、ご協力をいただきました関係者の皆様に深く感謝申し上げます。

平成19年3月

唐津市長 坂井俊之

目次

総論	1
唐津市障害者基本計画の全体構成図	3
第1章 計画の背景と趣旨	5
1. 計画策定の背景と目的	5
2. 計画の位置づけと期間	6
(1) 計画の法定根拠と性格	6
(2) 他の計画との関連	7
(3) 計画の期間	8
3. 計画の対象者と用語の使い方	8
4. 計画策定の基本視点	9
(1) 障害の特性や多様性をふまえた「利用者本位」の生活支援策の拡充	10
(2) 物的、精神的なバリアフリー化への総合的な取り組み	10
(3) ライフステージを通じた一貫性ある総合的な支援施策の推進	11
(4) 施策総合化の達成と“市民と行政との一体的な取り組みによる福祉のまちづくり”の推進	11
第2章 障害者施策の動向	12
1. 障害者施策をめぐる改革の流れ	12
2. 障害者自立支援法による改革の方向性	15
(1) 障害者自立支援法による制度改革の背景と目標(ねらい)	15
(2) 制度改革の全体像	17
第3章 障害のある人をめぐる現状と問題点	18
1. 障害のある人の動向	18
(1) 障害のある人の総数及び年齢別人数の推移	18
(2) 障害のある人の等級別人数の推移	20
(3) 身体障害のある人の部位別構成	20
(4) 施設入所者の状況	21
2. 支援費制度の利用状況	22
(1) 支援費制度の概要	22
(2) 唐津市における支援費制度の利用状況	22
3. 唐津市の福祉環境の状況	23
(1) 市内の障害者関連施設・事業者の状況	23
(2) ボランティア活動の状況	24
4. アンケート調査結果にみる障害のある人の生活実態とニーズ	26
(1) 日常生活上の問題	26
(2) 家族介助の状況	27
(3) 地域とのかかわり方	29
(4) 外出時の不便さや問題点	32
(5) 就労の状況と就労支援ニーズ	33
(6) 今後の暮らし方の希望と住宅対策に対するニーズ	35

第4章 計画の重点課題.....	37
(1)「障害」や「障害のある人」に対する市民等への啓発の一層の推進.....	37
(2)「生活の質」を高める『利用者本位の生活支援策』の総合的推進.....	37
(3)働きたい意欲や社会参加の希望を体現できる地域づくり.....	38
(4)安全・安心な暮らしを送ることができる生活環境の整備充実.....	38
(5)地域福祉の観点に立った市民ぐるみの支援活動の促進.....	38
第5章 計画の基本方向.....	39
1.基本目標.....	39
2.施策推進の基本方針.....	40
(1)ふれあいと交流を通じ「市民のきずな」を強める(交流と啓発).....	40
(2)住み慣れた地域での自立した生活を支える(保健・医療、生活支援).....	40
(3)生きがいのある充実した生き方を支援する(教育・育成、雇用・就業).....	40
(4)だれにもやさしい安全・安心の生活環境を共に創る(生活環境).....	41
(5)相談・情報提供体制と総合的支援の仕組みづくり(相談・情報提供).....	41
3.施策の体系.....	42
第6章 重点プロジェクトの推進.....	43
1.自立を支える基盤づくりのために.....	43
2.思いやりによる社会参加の環境づくりのために.....	44
施策の体系と重点プロジェクトとの関連.....	46
各 論.....	49
第1章 ふれあいと交流を通じ「市民のきずな」を強める.....	51
1.理解・啓発活動の推進.....	51
2.ライフステージに応じた一貫した福祉教育の推進.....	54
3.交流・ふれあいの機会の充実.....	55
4.ボランティア活動やNPO活動への支援.....	56
5.地域で支える基盤づくり.....	58
第2章 住み慣れた地域での自立した生活を支える.....	59
1.障害の早期発見・早期療育.....	59
2.保健・医療・リハビリテーションの充実.....	61
3.在宅福祉サービスの充実.....	63
4.日中活動の場づくり.....	65
5.居住支援の充実.....	66
6.人権・権利擁護の推進.....	68
7.経済的支援の充実.....	70
第3章 生きがいのある充実した生き方を支援する.....	71
1.障害の特性に応じた一貫した教育の推進.....	71
2.生涯学習、スポーツ・レクリエーション活動の機会の充実.....	72
3.就労支援と就労の場の確保.....	74
第4章 だれにもやさしい安全・安心の生活環境を共に創る.....	76
1.バリアフリー化・ユニバーサルデザインの推進.....	76

2．移動・交通手段の整備改善.....	77
3．障害のある人に配慮した防災・防犯対策の充実.....	78
第5章 相談・情報提供体制と総合的支援の仕組みづくり.....	80
1．相談体制の充実.....	80
2．情報提供体制の充実.....	81
3．関係機関による総合的な支援ネットワークの構築.....	82
第6章 計画の推進体制.....	84
1．市民参加、障害のある人の参加の推進.....	84
2 推進体制の充実.....	84
（1）全庁的な施策の推進.....	84
（2）共に進める組織体制の充実.....	84
主要施策の整備目標一覧.....	85
資料編.....	87

総論

唐津市障害者基本計画の全体構成図

計画策定の基本視点

【総合計画のまちづくり目標から】
 快適居住空間形成と少子高齢社会に対応する優しさと温かさのある安全・安心のまちづくり

【障害者施策の推進方向】
 障害のある人の完全参加と平等を目標に、障害のある人の目線に立ち、障害のある人が社会参加しやすいまちづくりを市民とともに進める。

【計画策定の基本視点】
 障害の特性や多様性をふまえた「利用者本位」の生活支援策の拡充
 物的、精神的なバリアフリー化への総合的な取り組み
 ライフステージを通じた一貫性ある総合的な支援施策の推進
 施策総合化の達成と“市民と行政との一体的な取り組みによる福祉のまちづくり”の推進

障害者施策（制度改革）の動向からみた課題

障害者自立支援法の完全施行（18年10月）への適切かつ迅速な対応
 ~ 「制度改革の基本視点」の実現（具体化）
 年齢や障害種別等にかかわらず身近に必要なサービスを受けながら暮らせる地域づくり
 障害のある人が就労を含めて、その人らしく自立して地域で暮らし、地域社会に貢献できる仕組みづくり
 障害のある人を支える制度が国民の信頼を得て安定的に運営できるよう、より公平で効率的な制度づくり

改正障害者基本法の施行
 （第3次分計画策定の義務化19年4月施行）

発達障害者支援法の施行（17年4月施行）

改正学校教育法の施行（19年4月施行）
 その他関連法

障害のある人をめぐる動向からみた主な課題

障害のある人の高齢化、家族介護者の「高齢化問題」への対応
 「障害の重度化」への対応
 発達障害等「障害の多様化」への対応
 生活習慣病を起因とする障害の増加への対応（アンケート結果から）

計画の重点課題

- 「障害」や「障害のある人」に対する市民等への啓発の一層の推進
- 「生活の質」を高める『利用者本位の生活支援策』の総合的推進
- 働きたい意欲や社会参加の希望を体現できる地域づくり
- 安全・安心な暮らしを送ることができる生活環境の整備充実
- 地域福祉の観点に立った市民ぐるみの支援活動の促進

障害のある人のニーズからみた主な課題
 （アンケート調査、インタビュー調査結果より）

（生活上の問題や不安）上位5位までを記載
 自分の健康や体力（4割以上の回答） 収入の問題（2割の回答）
 家族介護者の健康の問題（2割近い回答）
 将来にわたる生活の場の確保（1割ほどの回答。以下1割未満）
 就労機会の不足 趣味や生きがいが見出せない 等

（施策の優先度）上位5位までを記載
 相談体制の充実 手続きの簡素化
 保健・医療・福祉サービスの充実
 福祉に関する情報提供の充実 災害時の避難誘導体制の充実

（周囲からの差別や偏見の体験率）
 「よく感じる」と「ときどき感じる」の合計値が全体の約27%（知的や精神では半数前後）

（障害のある人に対する周囲の理解の深まり）
 「理解が深まっている」が13.3%

（関係者インタビュー調査にみられる主な意見・要望）
 障害者自立支援法の施行に伴って現行までの利用サービスの水準が低下しないよう十分な配慮を（サービス内容の確保や経済的支援等）
 これまでのような障害のある子ども等の日中預かりサービスの継続を
 発達障害など新たな「障害」への的確な支援策と目まぐるしい障害者関連施策の改革の中で、「制度の谷間」になる人が生じないように
 障害種を越え障害のある人や家族介護者の連携と市との定期的な意見交流の機会を

計画の基本目標と施策推進の基本方針

【基本目標】
 自立と思いやりのまち・からつ

【目標実現への施策推進の基本方針】

- ふれあいと交流を通じ「市民のきずな」を強める（交流と啓発）
- 住み慣れた地域での自立した生活を支える（保健・医療・生活支援）
- 生きがいのある充実した生き方を支援する（教育・育成、雇用・就業）
- だれにもやさしい安全・安心の生活環境を共に創る（生活環境）
- 相談・情報提供体制と総合的支援の仕組みづくり（相談・情報提供）

（施策の総合化、効率化の視点）

重点プロジェクト（重点的、先行的事業）

【自立を支える基盤づくり】
 ~ 障害者自立支援法の理念を踏まえた総合的な自立支援システムの構築 ~
 自立支援のためのサービスの一元的な提供
 障害種を越えて利用できる総合的な相談支援・連絡調整の整備
 障害のある人の自立支援にかかわる関連施策の総合推進体制の確立

【思いやりによる社会参加の環境づくり】
 日中活動の場の整備・拡充
 （自立支援法の対象外者を含む日中（長期休暇時等）のケア）
 障害のある子どもの日中見守りの充実
 （障害のある児童すべてを視野に入れた「放課後対策」の展開）
 就労・雇用支援の充実
 『“思いやり”をかたちにする』まちづくりプロジェクトの推進
 （バリアフリーの視点からのハード整備の総合的、効果的な取り組み）
 『まちかど福祉』の推進
 （市民主体のまちかど福祉（地域福祉）の推進と障害のある人も自らが能動的に活動するNPO育成）

第1章 計画の背景と趣旨

1. 計画策定の背景と目的

「障害者施策」は、乳幼児から高齢者に至るまで幅広い年齢層を対象とし、しかもそれぞれの障害の内容や置かれた状況も多様であり、障害者施策に対するニーズも多様となっています。

しかし、今日、障害のある人や家族の意識は確実に変わってきており、“より自分らしく生きたい”、“前向きに積極的な生き方をしたい”といった意識が高まってきており、障害者施策に対しても生活の質（QOL）の向上に強い関心が寄せられています。

同時に、障害のある人をめぐる状況を総体的にとらえると、障害のある人の高齢化や障害の重度化・重複化の傾向が進むとともに、その家族介護者の高齢化の進行も顕著となっており、“親亡き後”の生活への不安も依然として強く現れています。

こうした中、今日の社会福祉基礎構造改革の一環として平成12年には「介護保険制度」、平成15年には「支援費制度」がそれぞれ施行され、個人の尊厳が尊重され、その人らしい自立した生活を送ることができるよう地域社会で支えあう新たな枠組みが構築されました。

また、国は平成14年12月に「障害者基本計画」及び「重点施策実施5か年計画」を策定し、障害のある人の自己決定に向けた取り組みの強化が図られています。

さらに、平成16年10月の「今後の障害保健福祉施策について(改革のグランドデザイン)」を受けて、平成17年10月には「障害者自立支援法」が成立し、これまで身体・知的・精神の障害種別ごとに対応してきた障害福祉サービスを「市町村を中心に、年齢、障害種別を越えた一元的な体制を整備する」とともに、「地域福祉を実現する」という方向が示されました。また、計画的なサービス提供基盤の整備のため、「障害福祉計画」の策定が義務化されました。

本市では、合併前の旧唐津市と旧相知町において「障害者基本計画」を策定していましたが、上記のような障害者施策の根幹にかかわる大きな制度改革の節目を迎え、障害のある人の多様な支援ニーズに積極的に対応するため、これからの10か年の障害者施策の指針となる、新唐津市としての「障害者基本計画」を策定するものです。

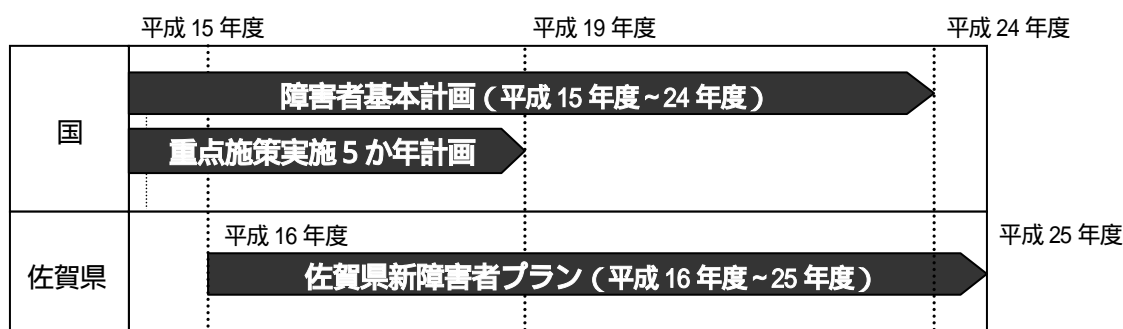
2. 計画の位置づけと期間

(1) 計画の法定根拠と性格

この計画は、障害のある人の生活全般にわたる支援を行うための障害者施策に係る総合的な計画であり、平成16年の障害者基本法の一部改正によって策定が義務化¹された「市町村障害者計画」にあたる法定計画です。

このため、国の「障害者基本計画」（計画期間：平成15年度～平成24年度）や「重点施策実施5か年計画」（計画期間：平成15年度～平成19年度）とともに、佐賀県の「佐賀県新障害者プラン」（計画期間：平成16年度～平成25年度）をふまえたものとしています。

図表 1 国及び佐賀県の障害者計画の計画期間



1 改正障害者基本法（平成 16 年 6 月公布・施行）

（障害者基本計画等）

第9条第3項 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第4項の基本構想に即し、かつ、当該市町村における障害者の状況等をふまえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

(2) 他の計画との関連

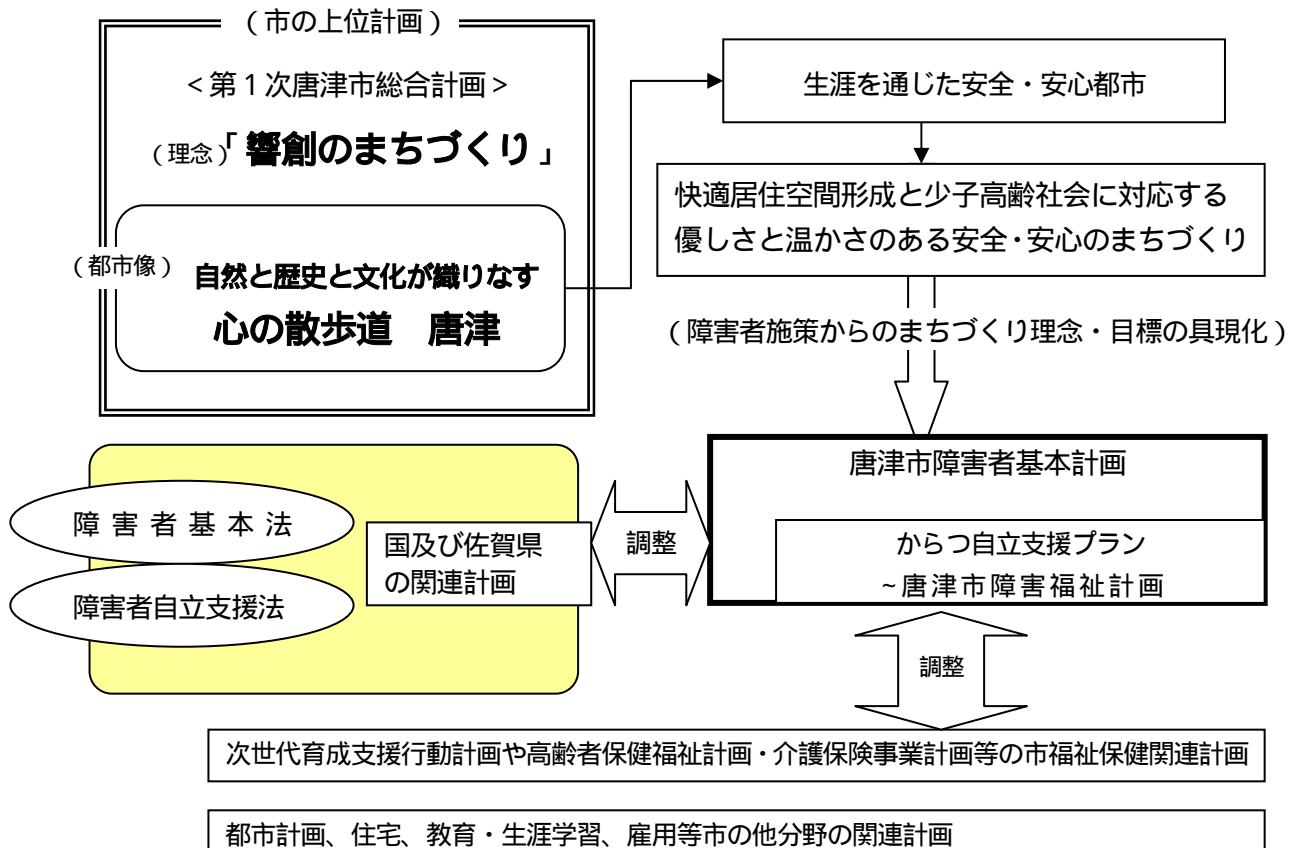
唐津市障害者基本計画は、「唐津市総合計画」（目標年度：平成26年度）の個別計画の一つに位置づけられるものであり、総合計画に掲げる7つのまちづくりの基本目標のうち、特に「快適居住空間形成と少子高齢社会に対応する優しさと温かさのある安全・安心のまちづくり」について、障害者施策の観点からその具体化を図る計画と位置づけられます。

また、障害者自立支援法にもとづく「からつ自立支援プラン～障害福祉計画」を包含する計画であり、障害のある人の生活全般にかかわる施策を体系的に網羅するものです。

このため、総合計画をはじめ、他の関連計画との施策内容との調整を図ったものとしています。

また、この計画に沿って事業化を図る場合、実施計画の策定や各年度の予算編成の基礎となるものです。

図表 2 唐津市障害者基本計画とからつ自立支援プラン（障害福祉計画）等他の計画との関連性



(3) 計画の期間

計画期間は、平成19年度（2007年度）から平成28年度（2016年度）までの10か年とします。なお、今後の制度改革の動向や社会情勢の変化等に柔軟に対応できるよう、必要に応じて見直しを行うものとします。

図表 3 唐津市障害者基本計画の計画期間

区 分	18年度 (2006)	19年度 (2007)	20年度 (2008)	23年度 (2011)	28年度 (2016)
唐津市障害者基本計画		唐津市障害者基本計画（平成19年度～28年度）					
（参考） からつ自立支援プラン ～障害福祉計画		第1期計画			第2期計画		
			見直し		見直し		

3. 計画の対象者と用語の使い方

この計画は、障害者基本法に基づく計画であり、法の趣旨に沿って計画の対象者を市内の障害のある人すべてとします。同時に、障害の有無を問わず、すべての市民に向けてこの計画の実現に向けた積極的な取り組みを期待するものです。

なお、この計画では、特に障害種別、年齢別の表現が必要な場合、法律用語や慣用的に用いる場合、また、他計画から引用した場合などを除き、総称としての“障害者”を「障害のある人」という表現で統一しています。

4. 計画策定の基本視点

国の障害者基本計画では、「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」の理念に基づき、一人ひとりが障害の有無にかかわらず、人格と個性を尊重して地域の中で互いに支え合いながら生活し、障害のある人の「完全参加と平等」が実現できる社会をめざしています。

本市では、この理念のもとに、これまでさまざまな事業に取り組んできましたが、これからの障害者施策の推進にあたっては、「唐津市総合計画」の基本計画に掲げるように、障害のある人自身がさまざまな社会活動に参加しようとする意欲や積極性をより強く持ち、同時に、市民すべてが障害者の問題を自らの問題として共有し、障害のある人が社会参加しやすいまちづくりに市民一体となって取り組んでいく必要があります。

用語説明

ノーマライゼーション：

障害福祉の最も重要な理念であり、障害者を特別視するのではなく、一般の社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるという考え。

リハビリテーション：

障害者の身体的・精神的・社会的な適応能力回復のための技術的訓練プログラムにとどまらず、生涯のすべての段階（ライフステージ）において、社会経済的に普通の生活を営むことのできる状態を保障することが可能となるように援助する、障害者の自立と社会参加をめざす施策の理念。

障害者施策の方向性（唐津市総合計画 基本計画より抜粋）

障害者が生きがいを持って地域社会の構成員として積極的に社会参加するためには、健常者と障害者が分け隔てなく地域で安心して生活できるやさしいまちづくりの推進が必要です。特に障害者の問題は障害のない人々にも共通の問題であるという認識のもと、障害者の完全参加と平等を目標に、障害者の目線に立ち、障害者が社会参加しやすいまちづくりをすべての市民とともに進める必要があります。

障害者が利用しやすい施設への改善や福祉ボランティアの確保など障害者を受け入れる体制を整えることはもちろんですが、障害者の社会参加を促進していくためには、障害者自身がさまざまな社会活動に参加しようとする意欲を持つことが重要です。こうした意欲をもった障害者の社会参加を支援するための施策や制度の充実を図ります。また、障害者が生きがいのある生活を送るためには、障害者の能力や、個性に応じ主体的に社会参加できる雇用の場を確保していくことが重要であり、企業などへの啓発を推進します。

このため、計画策定の基本視点として次の諸点を掲げ、障害のある人もない人も同等に、子どもから高齢者までのすべての市民にとって暮らしやすいまちづくりをめざすものとします。

（１）障害の特性や多様性をふまえた「利用者本位」の生活支援策の拡充

「障害」の概念は、従来のような身体障害、知的障害、精神障害といった３つの大きな枠組みだけでは捉えられないほど多様化しており、それぞれの特性を十分理解した上で、多様な障害への適切な対応が求められています。

また、障害のある人が必要なサービスを利用するにあたっては、“自己選択と自己決定”が今日の障害者施策の基底にあります。そのために、「自分らしい暮らし方」を求める傾向が強まる中で、生活の質を高めるためのサービス利用を自ら選択できる社会の実現をめざし、相談や利用援助など、常に『利用者の視点』に立った支援策や体制整備を充実していく必要があります。

（２）物的、精神的なバリアフリー化への総合的な取り組み

障害のある人が一人の人間としての尊厳や権利を尊重され、自立した生活や社会参加を実現していくためには、公共施設などの物理的な障害（バリア）を取り除いていくと同時に、何よりも障害のある人も、そしてそれを取り巻く市民一人ひとりの心のバリアを取り除き、障害の有無にかかわらず、すべての市民が生活しやすいまちづくりをめざす必要があります。

(3) ライフステージを通じた一貫性ある総合的な支援施策の推進

障害のある人が乳幼児期から高齢期まで生涯の各時期に応じて、自分らしく安心して暮らし続けられるよう、「ライフステージ」を基軸とする一貫した保健・医療・福祉・教育など、地域住民との協働化を進めながら総合的な支援施策を展開していく必要があります。

(4) 施策総合化の達成と“市民と行政との一体的な取り組みによる福祉のまちづくり”の推進

「三位一体の改革」の流れが鮮明となる中で、社会保障分野も例外ではなく、地域経営的な視点からの取り組みが不可欠となっています。

このため、乳幼児期から高齢期まで、障害のある人の多様な支援ニーズに対応できるよう、保健・医療・福祉をはじめ庁内の関連施策の効果的な実施、いわゆる“施策総合化”を図るとともに、市民の多様なボランティア活動を支援・育成しながら市民と行政とが一体となった、いわゆる「公私協働」による取り組みを進める必要があります。

第2章 障害者施策の動向

1. 障害者施策をめぐる改革の流れ

近年の社会保障制度をめぐる改革は目まぐるしいものがあります。特に、平成15年度に導入された「支援費制度」は、それまでの「措置制度」とは大きく異なり、障害のある人が主体的にサービスを選択、事業者と契約しサービスを受けるといふ、障害福祉施策の根幹を大きく変える画期的な変革でした。

しかし、制度運営上の財政的な脆弱さやその他の問題が顕在化したことを受け、平成17年10月には「障害者自立支援法」が成立し、平成18年10月から完全施行（一部4月から施行）となっています。

この間の障害者施策にかかわる主な動きを整理すると、以下のとおりとなります。

図表 4 障害者施策の過去10か年の歩み

年	主たる法制度改革の内容
平成8年 (1996年)	1月 総理府「障害者対策推進本部の設置について」の一部改正 7月 厚生省大臣官房に障害保健福祉部を創設
平成9年 (1997年)	4月 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律成立 12月 障害者関係3審議会合同企画分科会が「今後の障害保健福祉施策の在り方について(中間報告)」を公表 12月 精神保健福祉士法及び言語聴覚士法成立
平成10年 (1998年)	3月 特定非営利活動促進法成立 9月 精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律の公布
平成11年 (1999年)	6月 厚生省「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の一部を改正する法律」の公布 8月 障害者施策推進本部「障害者に係る欠格条項見直しの対処方針」を決定 9月 中央社会福祉審議会「社会福祉事業法等の改正について」を答申 9月 身体障害者福祉審議会「身体障害者福祉法の一部改正について」を答申 9月 中央児童福祉審議会「児童福祉法及び知的障害者福祉法の一部改正について」を答申 10月 厚生省「地域福祉権利擁護事業」を開始 11月 公衆衛生審議会「精神保健福祉法の施行について」を意見具申

	<p>12月 法務省 成年後見制度の改正 聴覚・言語機能障害者による公正証書遺言の利用を可能にする遺言の方式の改正を内容とする「民法の一部を改正する法律」等成立</p>
平成12年 (2000年)	<p>4月 厚生省「介護保険法」施行 4月 法務省「民法の一部を改正する法律」等中成年後見制度の改正部分の施行 5月 建設省「高齢者・身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」の成立(11月15日施行) 6月 厚生省「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律」の公布 12月 障害者施策推進本部設置(12月26日閣議決定)</p>
平成13年 (2001年)	<p>6月 警察庁「道路交通法」を改正(障害者等に係る自動車等の運転免許の欠格事由見直し等) 7月 文部科学省「学校教育法」を改正 8月 国土交通省「公共交通機関旅客施設の移動円滑化整備ガイドライン」策定</p>
平成14年 (2002年)	<p>4月 厚生労働省「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」成立(5月7日1次分施行,10月1日2次分施行,平成16年4月1日3次分施行) 5月 内閣府「障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」の成立(7月14日1次分施行,11月14日2次分施行) 5月 厚生労働省「身体障害者補助犬法」の成立 (10月1日1次分施行,平成15年10月1日2次分施行) 7月 国土交通省「高齢者,身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(ハートビル法)の一部を改正する法律」成立 (平成15年4月施行) 12月 内閣府「特定非営利活動促進法の一部を改正する法律」の成立 (平成15年5月1日施行) 12月 「障害者基本計画」策定(閣議決定) 12月 障害者施策推進本部「重点施策実施5か年計画」策定</p>
平成15年 (2003年)	<p>4月 厚生労働省 「措置制度」から「支援費制度」へ移行</p>
平成16年 (2004年)	<p>1月 文部科学省「小・中学校におけるLD,ADHD,高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン(試案)」を策定 3月 文部科学省「学校施設バリアフリー化推進指針」策定 6月 バリアフリーに関する関係閣僚会議「バリアフリー化推進要綱」決定 (内閣府) 6月 内閣府「障害者基本法の一部を改正する法律」の成立</p>

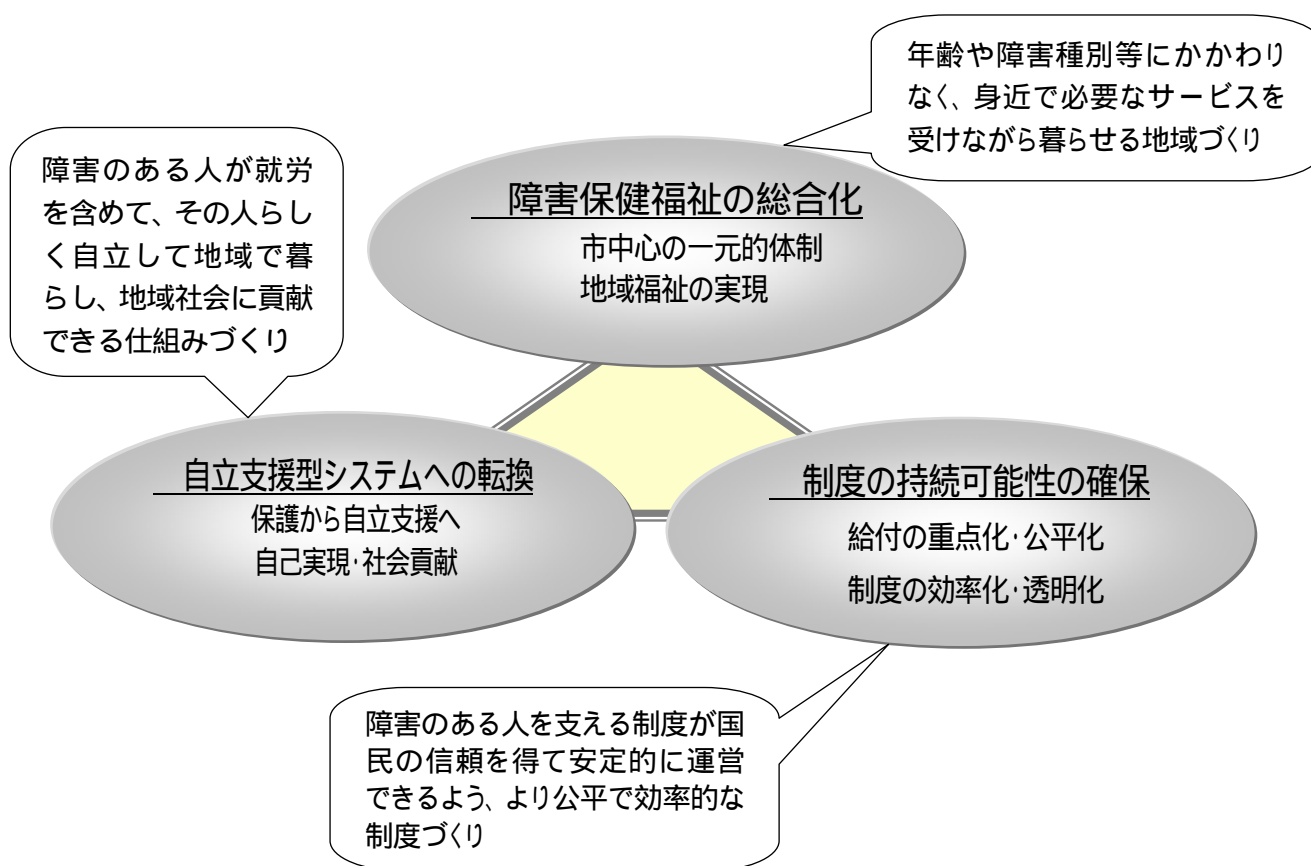
	<p>(16年6月4日一次分施行、17年4月18日二次分施行、19年4月1日三次分施行)〔差別禁止理念の明示、障害者の日の障害者週間への拡大、都道府県・市町村障害者計画策定の義務化等〕</p> <p>12月 障害者施策推進本部「障害者週間の実施について」決定</p> <p>12月 厚生労働省「発達障害者支援法」の成立(17年4月1日施行)</p>
平成17年 (2005年)	<p>4月 障害者施策推進本部「公共サービス窓口における配慮マニュアル - 障害のある方に対する心の身だしなみ - 」公表</p> <p>4月 内閣府に「中央障害者施策推進協議会」設置</p> <p>6月 厚生労働省「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」の成立(18年4月1日施行、17年10月1日一部施行)</p> <p>7月 国土交通省「ユニバーサルデザイン政策大綱」公表</p> <p>10月 厚生労働省「障害者自立支援法」の成立(18年4月1日施行)</p> <p>12月 文部科学省中央教育審議会「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」答申</p>
平成18年 (2006年)	<p>3月 内閣府「災害時要援護者の避難対策に関する研究会」検討報告</p> <p>6月 文部科学省「学校教育法等の一部を改正する法律」の成立 (19年4月1日施行)</p> <p>6月 国土交通省「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」成立</p>

2. 障害者自立支援法による改革の方向性

(1) 障害者自立支援法による制度改革の背景と目標（ねらい）

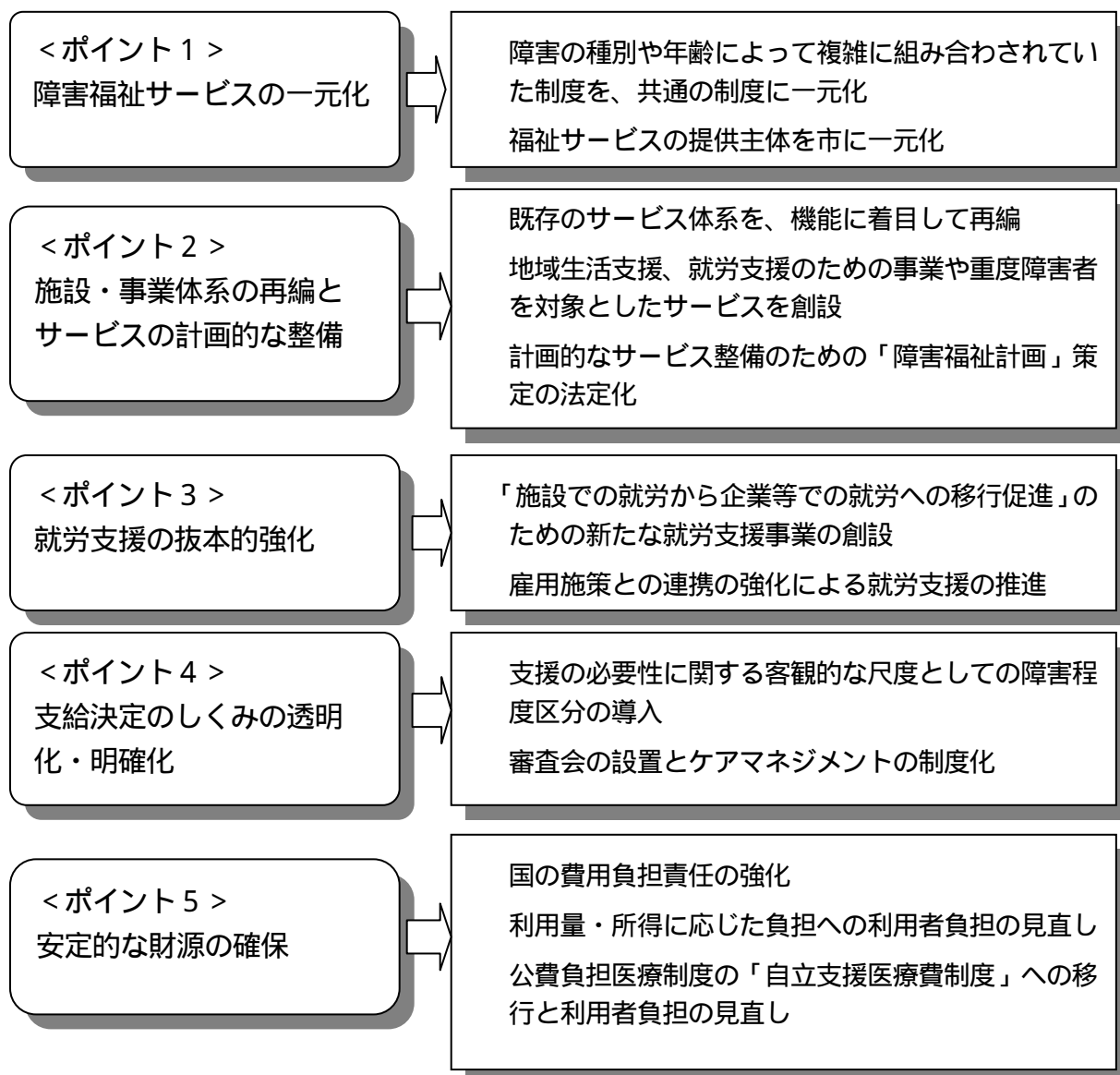
平成17年10月に成立した「障害者自立支援法」は、「障害保健福祉の総合化」「自立支援型システムへの転換」「制度の持続可能性の確保」を基本理念として、それぞれ以下のような目標を掲げています。

図表 5 障害者自立支援法による制度改革のねらい



また、障害者自立支援法による制度改革の5つのポイントを整理すると、次のとおりとなります。

図表 6 障害者自立支援法による制度改革の5つのポイント



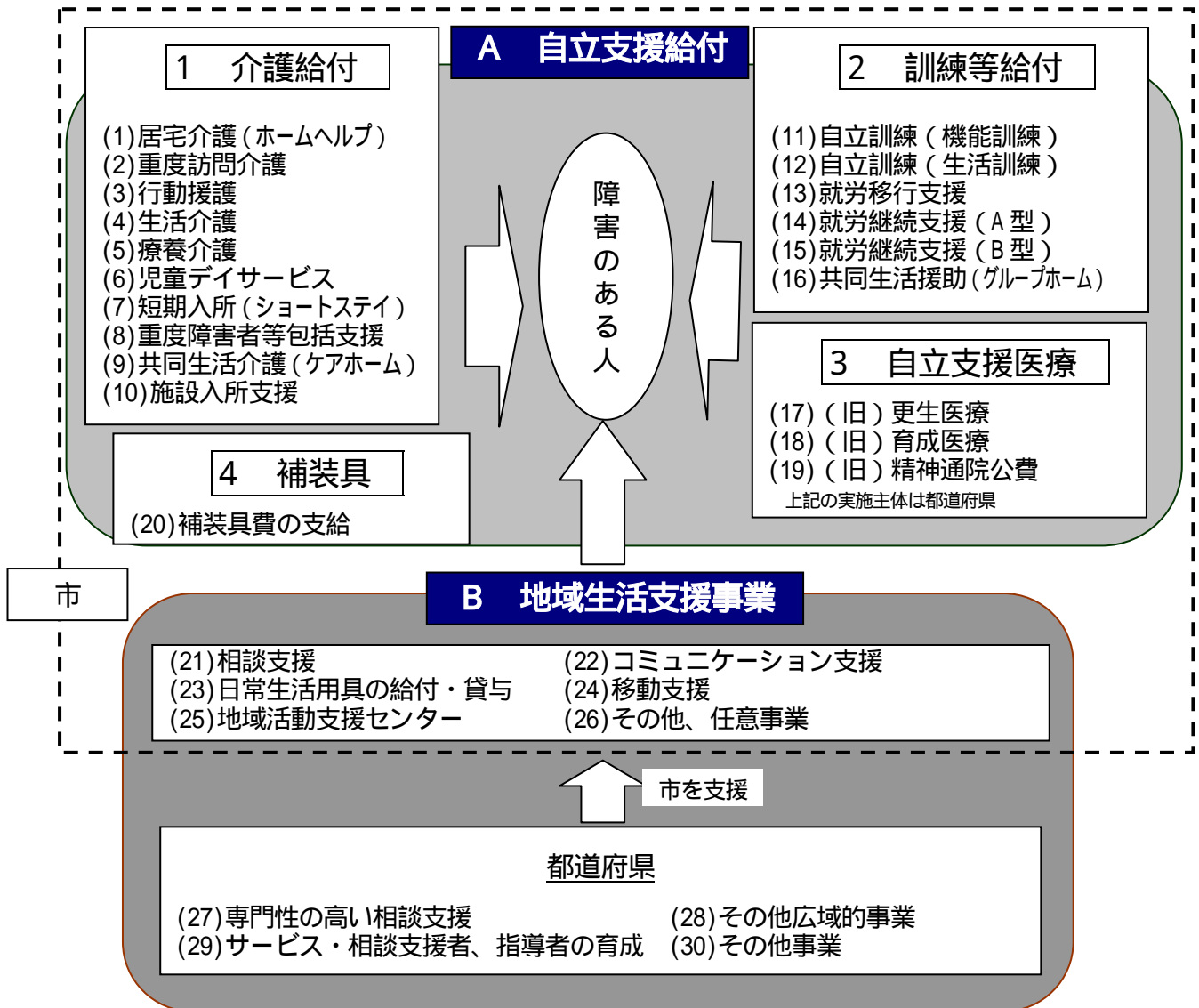
(2) 制度改革の全体像

障害者自立支援法に基づくサービスの対象者は、身体障害者（児）、知的障害者（児）、精神障害者です。

サービス内容は、障害のある人に個別に給付が行われる「自立支援給付」と、地域特性や利用者の状況に応じ市が実施する「地域生活支援事業」に大別され、全国一律のしくみとなります。

「自立支援給付」は、「障害福祉サービス」（「介護給付」及び「訓練等給付」）「自立支援医療」「補装具費の支給」で構成されます。

図表 7 障害者自立支援法による改革がめざすサービス体系の全体像



注：(1)(3)(6)(7)(17)(18)(19)は平成 18 年 4 月から実施。その他は平成 18 年 10 月から実施。

第3章 障害のある人をめぐる現状と問題点

1. 障害のある人の動向

(1) 障害のある人の総数及び年齢別人数の推移

身体障害者手帳、療育手帳の所持者数をもとに、本市の障害のある人の人数（障害のある子どもを含む）をみると、平成18年3月31日現在で、身体障害が6,602人で総人口の約5%、知的障害は902人で総人口の0.67%を占めます。

また、精神障害のある人の人数は、精神障害者保健福祉手帳の所持者でみると、402人（総人口の0.3%）、通院公費受給者数では、1,046人（総人口の0.78%）という状況です。

3障害を合わせると、平成18年3月31日現在で、8,550人（精神障害は公費負担受給者数）となり、総人口の6.4%の人が何らかの障害を有していることとなります。

過去5年ほどの推移をみると、総人口が減少基調で推移する中で、3障害ともに総じて増加傾向がみられます。

また、難病患者（特定疾患認定者）数は、平成18年3月31日現在で604人となっています。

次に、障害のある人の年齢別の人数をみると、身体障害の場合、6,602人（平成18年3月31日現在）のうち、17歳以下の障害児は85人、18歳以上が6,517人という構成となっており、相対的には18歳以上の人数の伸びが顕著となっています。特に、全体の7割近くまでを占める65歳以上の高齢障害者数が年々増加し、全体として高齢化の傾向が顕著です。

このことは、知的障害のある人の場合も同様であり、平成18年現在では17歳以下が141人（全体の15.6%）、18歳以上が761人（全体の84.4%）という状況であり、とりわけ、知的障害のある人の10.1%を占める65歳以上の高齢障害者数は、年々増加する傾向にあり、高齢化が進んでいることが示されます。

一方、精神障害者保健福祉手帳所持者や通院公費受給者数は、平成18年現在でそれぞれ402人と1,046人であり、平成15年と比べると手帳所持者では2.04倍、通院公費受給者では1.12倍となっています。

図表 8 身体障害のある人の推移

(単位：人)

区分	平成 14 年	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年
手帳所持者総数(a)	6,551	6,652	6,829	6,650	6,602
(17歳以下)	84	80	88	95	85
(18歳～64歳)	2,167	2,195	2,238	1,996	1,976
(65歳以上)	4,300	4,377	4,503	4,559	4,541
総人口(b)	136,644	136,045	135,595	134,937	134,343
対総人口比(a / b)	4.79%	4.89%	5.04%	4.93%	4.91%

各年 3 月 31 日現在

資料：市障害者福祉課調べ

図表 9 知的障害のある人の推移

(単位：人)

区分	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年
手帳所持者総数(a)	862	877	900	902
(17歳以下)	141	153	140	141
(18歳～64歳)	633	632	667	670
(65歳以上)	88	92	93	91
総人口(b)	136,045	135,595	134,937	134,343
対総人口比(a / b)	0.63%	0.65%	0.67%	0.67%

各年 3 月 31 日現在

資料：市障害者福祉課調べ

図表 10 精神障害者保健福祉手帳所持者数及び通院公費負担受給者数の推移

(単位：人)

区 分		平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年
手 帳 所 持 者	17 歳以下	1	0	1	1
	18 歳以上	62	67	81	91
	40 歳以上	119	154	214	271
	65 歳以上	15	16	27	39
	計	197	237	323	402
通 院 公 費 受 給 者	17 歳以下	25	28	40	36
	18 歳以上	249	259	270	274
	40 歳以上	529	562	606	598
	65 歳以上	132	128	144	138
	計	935	977	1,060	1,046

各年 3 月 31 日現在

資料：市障害者福祉課調べ

(2) 障害のある人の等級別人数の推移

障害のある人を等級別にみていくと、身体障害では、平成18年3月31日現在、「1級」が1,740人、「2級」が1,185人であり、両者を合わせると、“重度者”が44.3%までを占めます。

経年変化をみても、平成14、15年は43%台であったものが平成16年以降、44%を上回る状況で推移しています。

知的障害の場合には、平成18年3月31日現在、最重度、重度である「A」が392人で全体の43.5%、中度、軽度の「B」が510人で全体の56.5%という構成となっており、直近の5年間ではほぼ同様の構成比で推移しています。

図表 11 身体障害者数及び知的障害者の等級別の推移

(単位：人)

		平成 14 年	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年
身体障害者（児）	1 級	1,590	1,624	1,708	1,697	1,740
	2 級	1,256	1,279	1,298	1,235	1,185
	3 級	985	992	1,006	977	951
	4 級	1,271	1,290	1,326	1,320	1,303
	5 級	863	877	890	851	847
	6 級	586	590	601	570	576
総 数		6,551	6,652	6,829	6,650	6,602
知的障害者（児）	A	362	373	380	391	392
	B	471	489	497	509	510
総 数		833	862	877	900	902

各年 3 月 31 日現在

資料：市障害者福祉課調べ

(3) 身体障害のある人の部位別構成

身体障害のある人の部位別構成をみると、平成18年3月31日現在、「肢体不自由」が最も多く総数6,602人のうちの6割ほどに当たる3,925人に上ります。

次いで、「内部障害」が1,352人で全体の20.5%、「視覚障害」が674人で10.2%、「聴覚（平衡機能）障害」が581人で8.8%、「音声言語障害」が70人で1.1%という状況です。

過去5か年の経年変化をみても、「内部障害」がやや増加傾向にありますが、その他はほぼ同様の構成比で推移しています。

図表 12 身体障害のある人の部位別構成の推移

(単位：人)

	平成 14 年	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年
視覚障害	775	763	746	699	674
聴覚（平衡機能）障害	594	589	594	571	581
音声言語障害	70	75	75	69	70
肢体不自由	3,921	3,988	4,071	3,954	3,925
内部障害	1,191	1,237	1,343	1,357	1,352
総 数	6,551	6,652	6,829	6,650	6,602

各年 3 月 31 日現在

資料：市障害者福祉課調べ

(4) 施設入所者の状況

施設入所者の状況を施設別にみると、身体障害では、平成18年3月31日現在、身体障害者療護施設の入所者が50人、授産施設の入所者が21人という状況です。

図表 13 身体障害者施設別の入所者数の推移

(単位：人)

施設区分	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年
身体障害者療護施設	49	49	52	50
身体障害者授産施設	23	22	20	21
計	72	71	72	71

各年 3 月 31 日現在

資料：市障害者福祉課調べ

知的障害では、「知的障害者更生施設」の入所者数が平成18年3月31日現在で164人、「知的障害者授産施設」の入所者数が23人という状況です。

図表 14 知的障害者施設別の入所者数の推移

(単位：人)

施設区分	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年
知的障害者更生施設	168	155	159	164
知的障害者授産施設	29	24	24	23
計	197	179	183	187

各年 3 月 31 日現在

資料：市障害者福祉課調べ

また、精神障害者のグループホームの入所者は、平成18年3月31日現在で6人となっています。

2. 支援費制度の利用状況

(1) 支援費制度の概要

平成15年4月から支援費制度が導入され、それまでの「措置制度」(行政がサービス内容や提供する事業者を決定する考え方)から利用者の「選択と自己責任」のもとサービスを自らが選択し、事業者との契約により利用する方法へ変わりました。

支援費制度により利用できるサービスは、下表のとおりであり、障害児を含む身体障害、知的障害に限定されていました。

図表 15 支援費制度による提供サービス

区 分	身体障害者	知的障害者	障害児
居宅サービス	身体障害者居宅介護 (ホームヘルプサービス) 身体障害者デイサービス 身体障害者短期入所(ショートステイ)	知的障害者居宅介護 (ホームヘルプサービス) 知的障害者デイサービス 知的障害者短期入所 (ショートステイ) 知的障害者地域生活援助 (グループホーム)	児童居宅介護 (ホームヘルプサービス) 児童デイサービス 児童短期入所 (ショートステイ)
施設サービス	身体障害者更生施設 身体障害者療護施設 身体障害者授産施設	知的障害者更生施設 知的障害者授産施設 知的障害者通勤寮	なし

(2) 唐津市における支援費制度の利用状況

直近での支援費制度による主なサービスの利用状況をみると、下表のとおりであり、全体として利用者数は固定化、もしくは微増していますが、逆に一部サービスでは利用者の減少傾向も見受けられます。

こうした中、障害児短期入所事業の利用は堅調な伸びがみられます。

図表 16 支援費サービス利用実績

(単位：人)

事業名		平成 17 年	平成 18 年
1	身体障害者更生援護施設支援	75	71
2	身体障害者介護型デイサービス	31	32
3	在宅重度身体障害者短期入所	13	12
4	障害児短期入所事業	40	46
5	知的障害者支援	245	256
6	知的障害者短期入所事業	12	11
7	知的障害者デイサービス事業	23	21
8	知的障害者通勤寮入所事業	8	8
9	進行性筋萎縮症療養等給付	1	1
10	身体障害者家庭奉仕員派遣事業	46	48
11	精神障害者家庭奉仕員派遣事業	2	3
12	知的障害者地域生活援助事業	25	35
13	精神障害者グループホーム運営事業	8	5

数値は、各年 4 月現在。ただし、平成 17 年は合併前の旧市町村分の合計値。

3 . 唐津市の福祉環境の状況

(1) 市内の障害者関連施設・事業者の状況

障害者福祉施設は、入所だけでなく、障害のある人にとって、日中の活動の場、あるいは就労の場など、地域での生活を続ける上で重要な役割を担っています。

本市における障害者関連施設・事業所の状況を整理すると、次表のとおりです。

図表 17 市内の障害者関連施設・事業者の状況（平成 19 年 3 月現在）

	施設区分	定員総数(人)
身体障害者更生援護施設	からつ医療福祉センター・久里双水園 (身体障害者療護施設)	入所 52
児童福祉施設	からつ医療福祉センター・アルトン (重症心身障害児施設)(通園事業B型)	入所 32 (通園 5)
	からつ医療福祉センター・まつぼっくり教室 (知的障害児通園施設)	通所 20
	あゆみ教室(心身障害児通園施設)	20
知的障害者援護施設	からつ学園(知的障害者更生施設)	入所 60
	太陽社(知的障害者授産施設)	通所 60
	みなみ荘(知的障害者グループホーム)	4
	あやめ荘(知的障害者グループホーム)	5
	ひまわり荘(知的障害者グループホーム)	4
	グループホームみずき(知的障害者グループホーム)	7
精神障害者社会復帰施設	まつばら(精神障害者グループホーム)	7
障害者小規模作業所	はまゆう作業所(精神障害者小規模作業所)	15
地域活動支援センター	NPO法人ミ二授産施設・唐津	15
	NPO法人フレンドハウス	10
	唐津市障害者福祉会館	1教室につき 15

(2) ボランティア活動の状況

ボランティア活動は、子どもから高齢者までの幅広い年齢層にわたる障害のある人の多様なニーズに対し、公的サービスとしての専門的な対応だけでなく、日常生活に欠かすことのできないコミュニケーション支援、あるいは公的な対応にはなじみにくい細かな領域への対応を図っていく上で不可欠と言えます。

本市には、障害のある人に直接的に対応しているボランティア活動としては、8団体あり、それぞれ次のような活動を行っています。また、これら活動を通じて障害や障害のある人に対する理解を深める取り組みも進めています。

図表 18 障害者（児）を対象としたボランティア活動の状況（平成 18 年 8 月 1 日現在）

	グループ名	会員数	結成年	対象年齢層	活動内容	活動拠点
1	唐津手話の会	38 名	昭和 51 年	10～70 歳代	<ul style="list-style-type: none"> ・各種大会における手話通訳 ・市・県主催の手話講習会、手話勉強の会等 ・聴覚障害者との交流 等 	市障害者福祉会館
2	唐津虹の会	13 名	昭和 48 年	30～70 歳代	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害者への朗読テープの配布（音声訳奉仕） ・ボランティアに関する行事等への参加・協力 	市近代図書館
3	アイ・あいグループ	17 名	昭和 62 年	40～80 歳代	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害者の各種行事等参加時の介助 ・盲人卓球教室でのボランティア ・イベント等参加、折り紙教室 	市障害者福祉会館 志道公民館
4	唐津要約筆記の会	14 名	平成 8 年	20～70 歳代	<ul style="list-style-type: none"> ・聴覚障害者が参加する会合やレクリエーション等における要約筆記 ・要約筆記の勉強会、聴覚障害者との交流 	市障害者福祉会館
5	ぼちぼち会	5 名	平成 15 年	30～60 歳代	<ul style="list-style-type: none"> ・点字による視覚障害者支援 ・点字勉強会 	市障害者福祉会館
6	唐松陽気会	60 名	平成 10 年	20～70 歳代	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者施設での清掃・除草作業 	障害者施設・老人ホーム
7	身障者の会	160 名		18 歳～	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者への福祉活動 	社会福祉協議会内
8	すずの会	7 名	平成 7 年	60～70 歳代	<ul style="list-style-type: none"> ・視力障害者への市広報録音 	七山公民館

4. アンケート調査結果にみる障害のある人の生活実態とニーズ

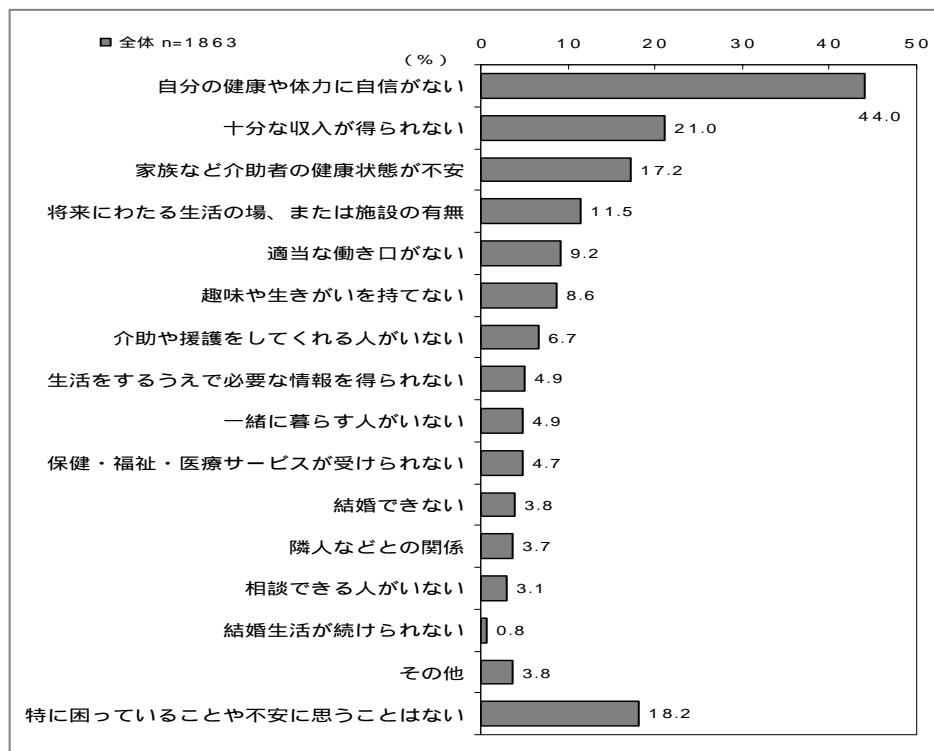
(1) 日常生活上の問題

今回の計画策定に先立って実施した「唐津市障害者計画策定のためのアンケート調査」(以下、「アンケート調査」という。)の結果から、障害のある人が日常生活で抱える問題や不安についてみていくと、「特に困っていることや不安に思うことはない」と答えた人は回答者総数(1,863人)のうちの2割未満にとどまり、圧倒的多数が何らかの問題や不安を抱えている状況がうかがえます。

その内容は、障害種ごとに差異はありますが、総体的にみると、特に「自分の健康への不安」が最も強く現れ、「家族介助者の健康の不安」と併せて“健康問題”が大きいことから、家族を含め障害のある人の健康維持・改善のための施策充実が求められます。

次いで「十分な収入が得られない」点も全体の2割が日常生活上の問題点として挙げ、特に知的障害や精神障害では3割前後に上ります。また、「将来にわたる生活の場、または施設の有無」について不安をもつ割合も少なくなく、知的障害ではその4割近く、精神障害でも2割を超える結果となっており、健康問題と並んで、就業問題や将来にわたる生活の場の問題への対応が重要な課題と位置づけられます。

図表 19 日常生活での問題や不安



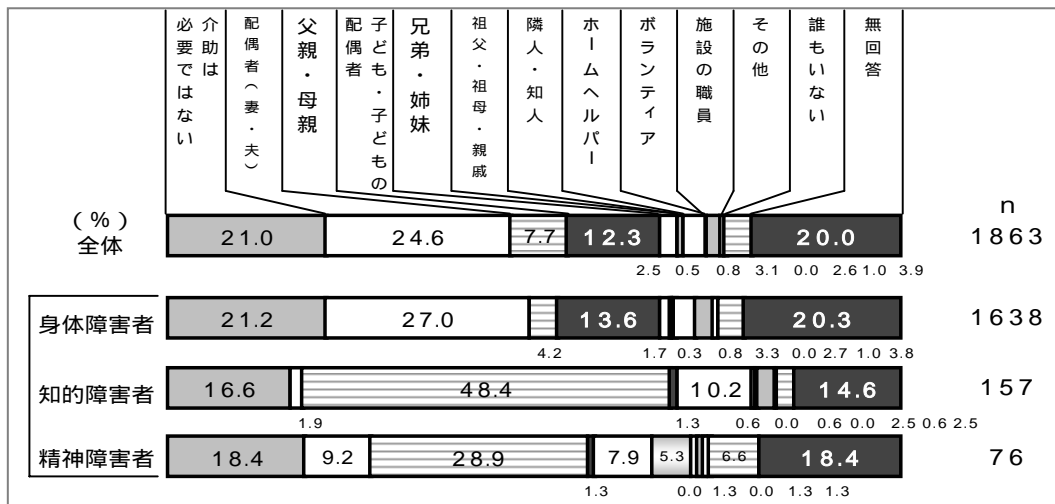
平成 18 年度「障害者計画策定のためのアンケート調査結果報告書」P14

(2) 家族介助の状況

身体障害、知的障害、精神障害ともに「介助は必要でない」と回答した人は全体の2割ほどにとどまり、その他の大半が何らかの介助を受けている状況です。

主な介助者としては、身体障害の場合「配偶者」が最も多く、一方、知的障害や精神障害では「父親・母親」が主な介助者として挙げられています。

図表 20 主な介助者について



平成 18 年度「障害者計画策定のためのアンケート調査結果報告書」P67

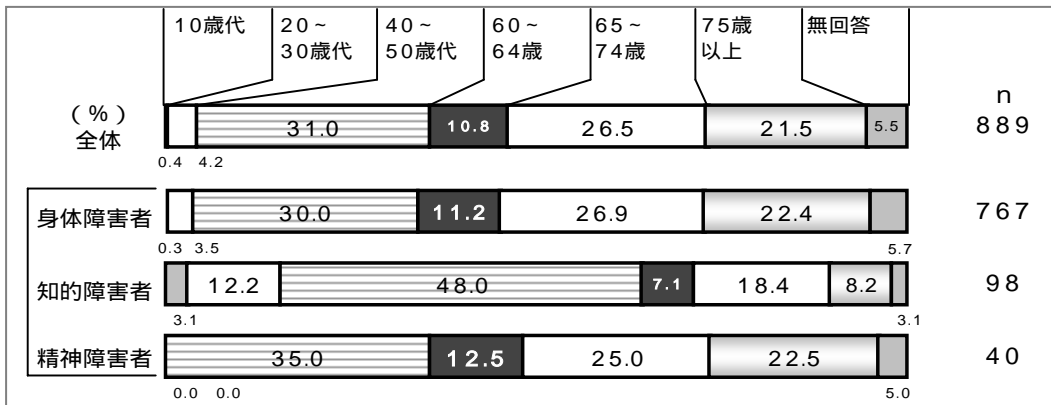
家族介助者の年齢別構成をみると、知的障害ではやや年齢層が低くなるものの、総じて介助者の高齢化が見受けられ、身体障害や精神障害の場合、60歳以上の高年齢層が6割ほどに上る結果となっています。

こうした介助者の高齢化の中で、その健康状態でも「疲れ気味」や「病気がち」と回答した割合が半数近くに上り、特に精神障害の場合には家族介助者の半数以上が健康上の不安を抱えている結果となっています。

また、介助に要する1日あたりの平均時間が6時間を超える割合が全体の3割5分を超え、特に、知的障害では6割ほどを占めているなど、介助者にとって時間的拘束も大きな負担となっている状況がうかがえます。

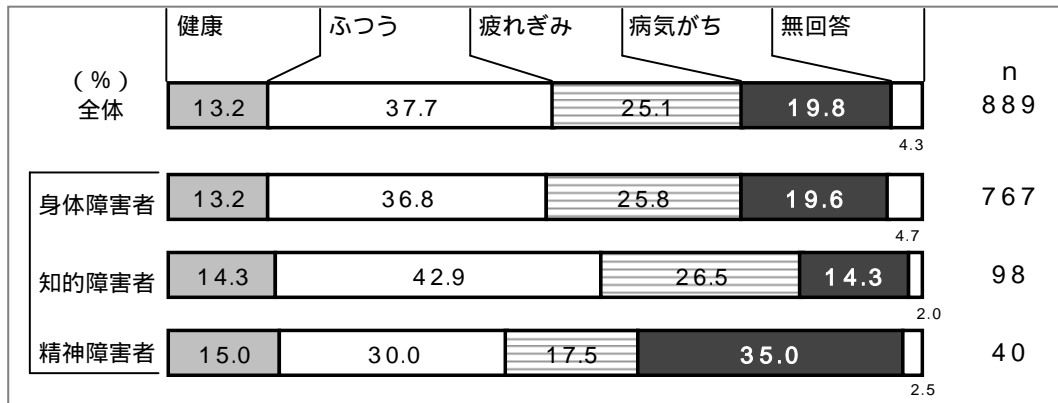
これらの結果をふまえ、家族介助者への支援策を充実していくことが求められます。

図表 21 主な家族介助者の年齢構成



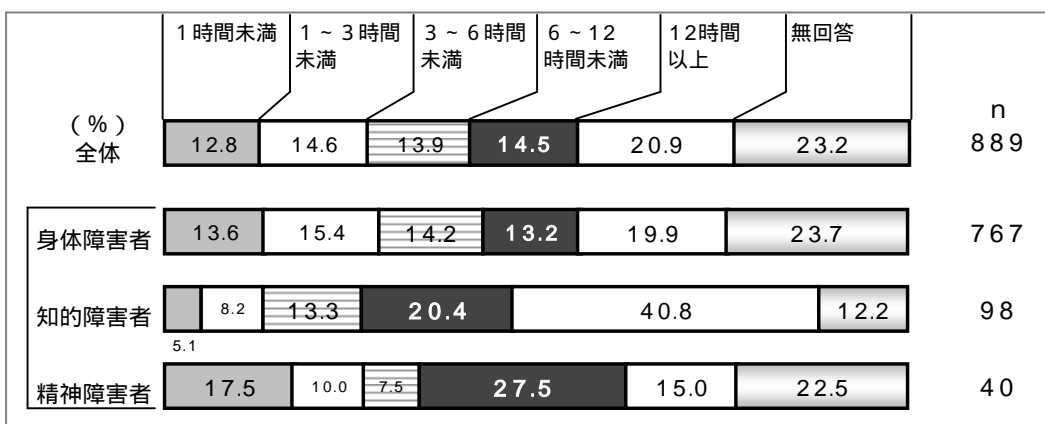
平成 18 年度「障害者計画策定のためのアンケート調査結果報告書」P71

図表 22 主な家族介助者の健康状態



平成 18 年度「障害者計画策定のためのアンケート調査結果報告書」P72

図表 23 主な家族介助者の1日あたり平均介助（介護）時間



平成 18 年度「障害者計画策定のためのアンケート調査結果報告書」P73

(3) 地域とのかかわり方

近隣づきあいの状況

アンケート結果から、地域の周りの人とのつきあいの状況をみると、「大変親しいつきあいをしている」が全体の3割近くを占め、「行事のあるときはつきあう」も2割ほどと、総じて地域とより強いかわり方をもっている人が多くを占める結果です。

しかし、地域との積極的なつきあいの関係をもつことができている割合は、障害種によっても異なり、精神障害や知的障害では身体障害に比べて低率であり、とりわけ、精神障害の場合、「ほとんどつきあいはない」とする人がその1割強という結果となっています。

このような状況から、知的障害や精神障害を中心に、その家族を含め、地域とのつきあいが保たれるよう意識啓発を図っていくと同時に、地域との接点となるさまざまな機会づくりに取り組む必要があります。

図表 24 地域とのつきあいの程度

	大変親しいつきあい	行事のあるときはつきあう	会えばあいさつをする程度	ほとんどつきあいはない	無回答	n
(%) 全体	26.4	18.4	37.1	13.7	4.3	1863
身体障害者	27.7	18.5	36.1	13.6	4.0	1638
知的障害者	19.7	16.6	45.2	12.7	5.7	157
精神障害者	9.2	19.7	46.1	11.8	13.2	76

平成 18 年度「障害者計画策定のためのアンケート調査結果報告書」P43

差別や偏見を感じた経験

日常生活の中で、周囲から差別や偏見を受けていると感じた経験の有無に対しては、「ほとんど感じたことがない」「全く感じたことがない」を合わせると半数を超えますが、その一方で、「よく感じる」や「ときどき感じる」と回答した割合も3割近くに達する結果となっています。

このように、障害のある人にとって生活のさまざまな場面で差別や偏見を感じる事象が依然として完全には解消されておらず、周囲の理解を一段と深めていく必要があります。

図表 25 周囲の差別や偏見を感じた経験の有無

	よく感じる	ときどき感じる	ほとんど感じたことはない	まったく感じたことはない	無回答	n
(%) 全体	5.2	21.9	34.0	18.6	20.3	1863
身体障害者	3.9	20.3	35.1	20.1	20.6	1638
知的障害者	14.0	38.9	23.6	4.5	19.1	157
精神障害者	21.1	34.2	27.6	7.9	9.2	76

平成 18 年度「障害者計画策定のためのアンケート調査結果報告書」P49

地域に支えられていると実感している割合と周囲の理解の深まり

地域において周囲の人から支えられていると実感しているかについてたずねた結果では、「支えられていると思う」と「どちらかというと思われていると思う」の両者を合わせた“肯定派”が半数を超え、否定派（約25%）を大きく上回ります。

図表 26 地域に支えられていると実感している障害のある人の割合

	支えられていると思う	どちらかというと思われていると思う	どちらかというと思われていると思わない	支えられていないと思わない	無回答	n
(%) 全体	27.0	29.4	12.2	13.3	18.1	1863
身体障害者	27.3	29.3	12.3	12.9	18.1	1638
知的障害者	15.9	34.4	15.9	14.6	19.1	157
精神障害者	32.9	26.3	13.2	13.2	14.5	76

平成 18 年度「障害者計画策定のためのアンケート調査結果報告書」P54

地域への総体的な評価としては、肯定派が上回っているものの、「障害」や「障害のある人」に対する周囲の理解の深まりについて、「理解が深まっていると思わない」という“否定派”の方が“肯定派”の割合をやや上回っている結果であるほか、「どちらとも言えない」や「無回答」の割合が圧倒的多数を占めており、これを現に実感できない状況にある人の割合と解すると、未だに十分理解が深化されていない現状が浮かび上がります。

図表 27 「障害」や「障害のある人」に対する理解の深まり

	理解が深まってきていると思う	理解が深まっているとは思わない	どちらともいえない	無回答	n
(%) 全体	13.3	16.4	42.4	27.9	1863
身体障害者	13.5	15.4	42.7	28.4	1638
知的障害者	9.6	24.8	44.6	21.0	157
精神障害者	14.5	23.7	43.4	18.4	76

平成 18 年度「障害者計画策定のためのアンケート調査結果報告書」P51

障害のある人にとっての唐津市の暮らしやすさの評価

障害のある人にとって唐津市の現状を総合的に勘案した場合の暮らしやすさの評価としては、「とても暮らしやすい」と「どちらかという暮らしやすい」を合わせた“肯定派”が半数を超える結果です。

図表 28 障害のある人にとっての唐津市の暮らしやすさ

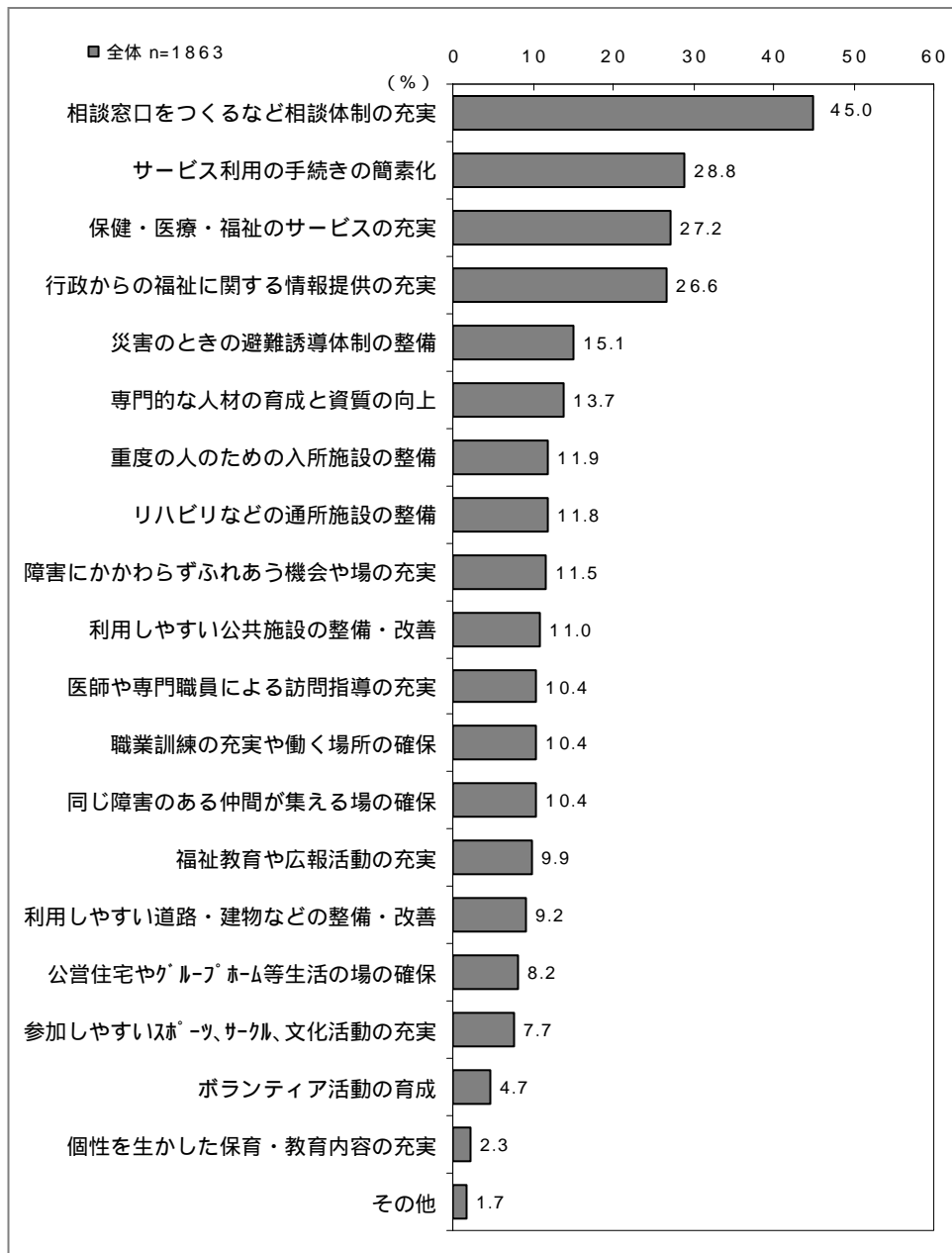
	とても暮らしやすい	どちらかという暮らしやすい	どちらかという暮らしにくい	暮らしにくい	無回答	n
(%) 全体	8.2	46.9	17.3	5.9	21.8	1863
身体障害者	7.8	47.4	17.2	5.3	22.3	1638
知的障害者	7.0	44.6	19.7	8.9	19.7	157
精神障害者	18.4	46.1	10.5	14.5	10.5	76

平成 18 年度「障害者計画策定のためのアンケート調査結果報告書」P57

障害のある人にとって暮らしやすいまちづくりのための施策ニーズ

障害のある人にとって暮らしやすいまちづくりを進める上において、特にどのような施策分野へのニーズが高いかをみると、圧倒的多数で「相談窓口をつくるなど相談体制の充実」が第 1 位に挙げられ、最重要課題と位置づけられています。次いで、「サービス利用の手続きの簡素化」や「保健・医療・福祉サービス」、「行政からの福祉に関する情報提供の充実」がそれぞれ全体の 3 割近くを占め、上位に挙げられています。

図表 29 障害のある人にとって暮らしやすいまちづくりのための施策ニーズ



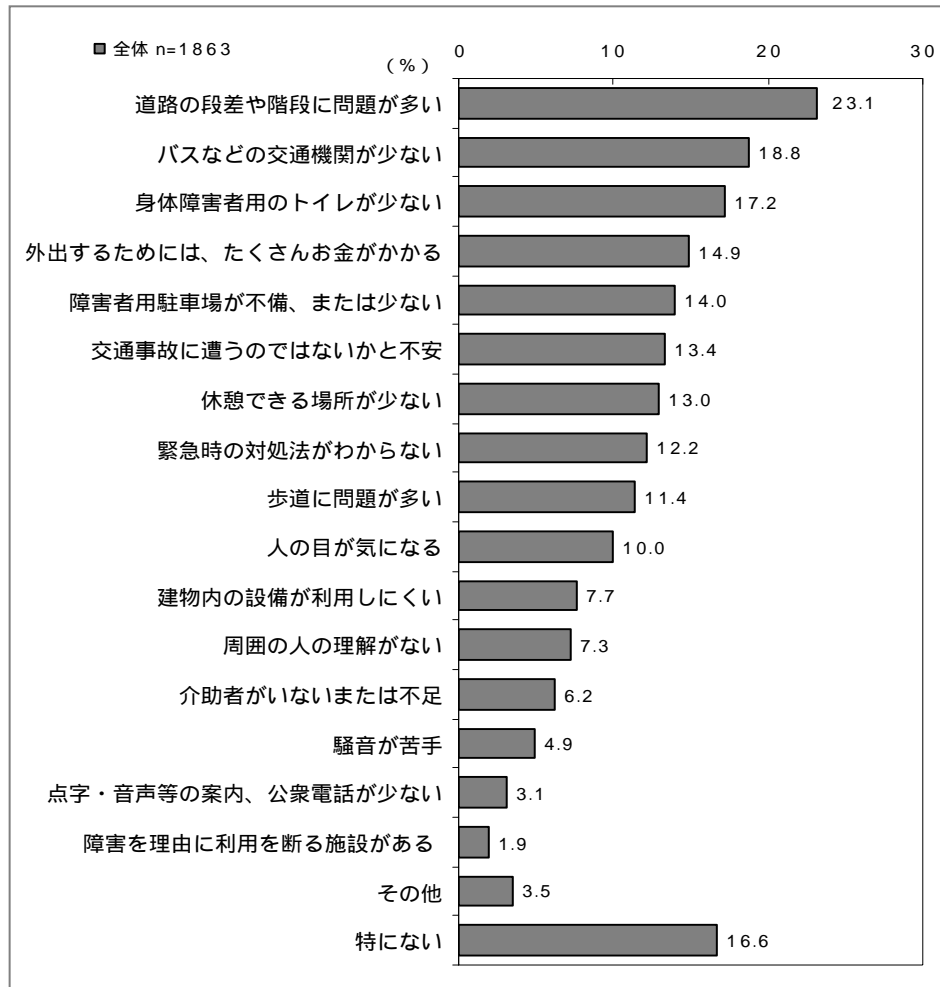
平成 18 年度「障害者計画策定のためのアンケート調査結果報告書」P55

(4) 外出時の不便さや問題点

外出の機会やそのための移動手段を確保することは、障害のある人の社会的自立や社会参加の促進のための重要な要件と考えられますが、アンケート調査によると、「道路の段差や階段に問題が多い」とする回答が最も多く、道路環境のバリアフリー化が強く求められています。

次いで「バスなどの交通機関が少ない」「身体障害者用のトイレが少ない」「外出するために費用がかさむ」「障害者専用駐車場が不備、または少ない」なども上位に挙げられています。

図表 30 外出時の不便さや問題点



平成 18 年度「障害者計画策定のためのアンケート調査結果報告書」P19

(5) 就労の状況と就労支援ニーズ

障害のある人にとって、地域で自立した生活を営むことができるようにするためには経済的な基盤を確固たるものとしていく必要があり、その就労支援は、稼得機会の確保や働くことを通じた生きがいなどのために重要な施策です。

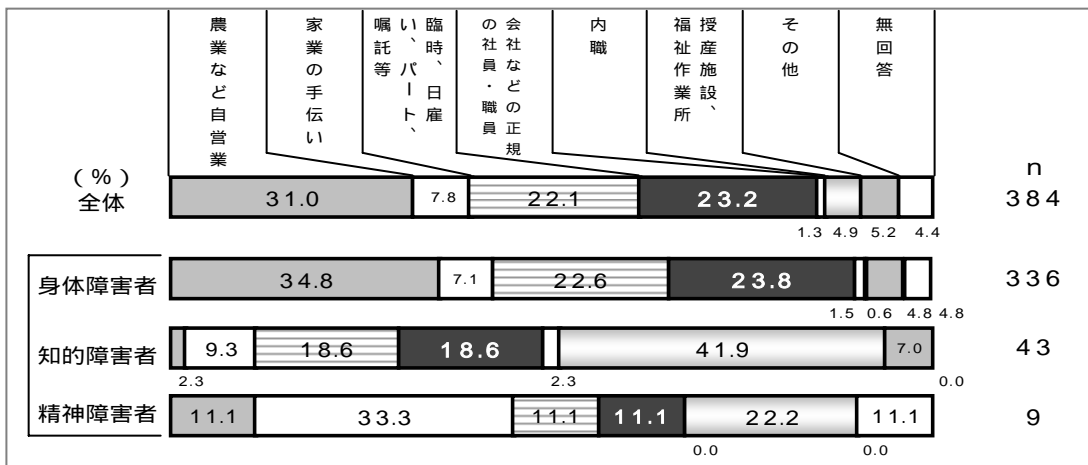
しかし、アンケート調査によると、「就労している」と回答した割合は回答者総数(1,863人)のうちの384人と2割ほどにとどまる結果です。

その就業形態別では、「農業などの自営業」がその約3割、「臨時・日雇い、パート等」と「内職」がそれぞれ2割ほどとなっています。また、知的障害や精神障害では「授産施設・作業所」といった福祉的就労が圧倒的に多く、知的障害がその4割に上ります。

次に、就労上の問題点としては「収入が少ない」ことが第一位に挙げられ、“就労者”の3割を超える結果です。

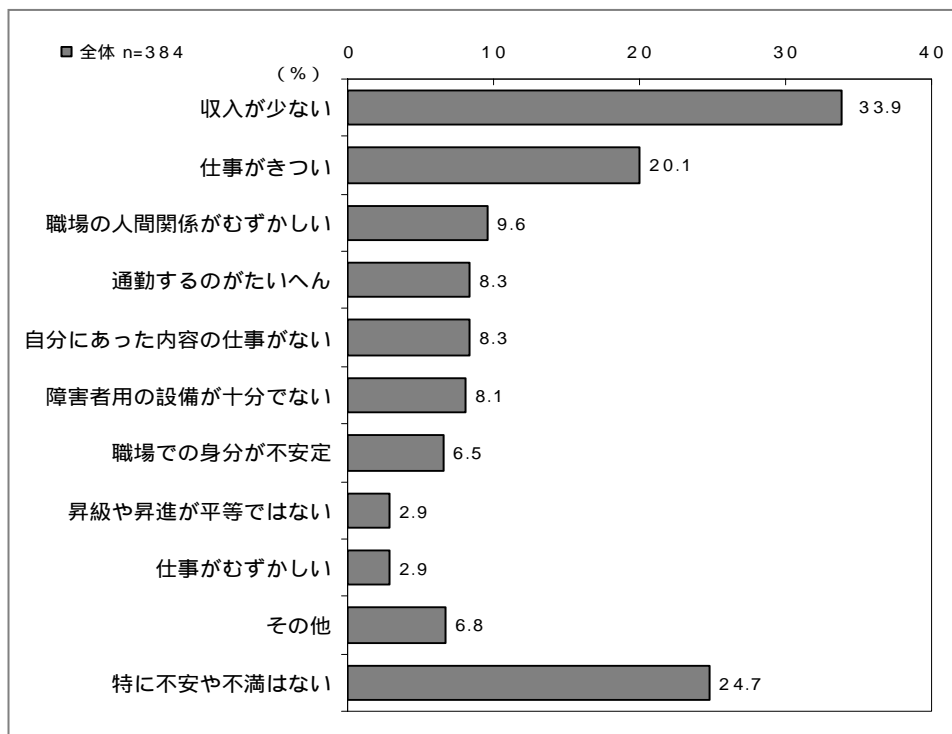
さらに、障害のある人の就労を促進するための条件として、「事業主や職場の仲間の理解」や「企業などが積極的に障害者を雇うこと」「障害者にあった就労条件が整っていること」「生活できる給料(収入)がもらえること」「障害者に配慮した職場の施設・設備」を挙げる人が全体の3割前後に上ります。

図表 31 就労形態



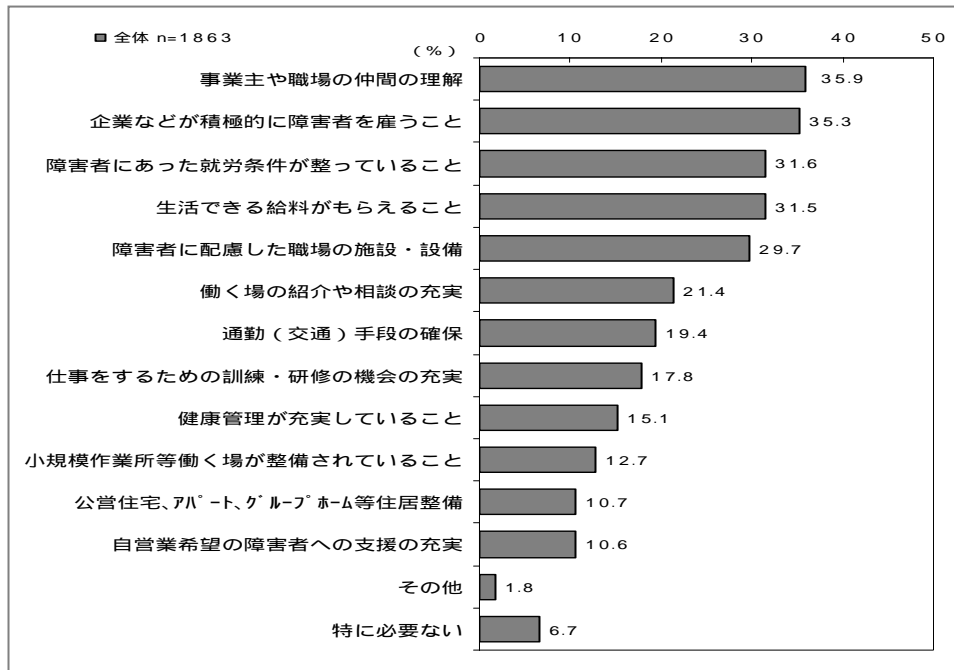
平成 18 年度「障害者計画策定のためのアンケート調査結果報告書」P38

図表 32 就労上の問題点



平成 18 年度「障害者計画策定のためのアンケート調査結果報告書」P40

図表 33 障害のある人の就労を促進するための条件



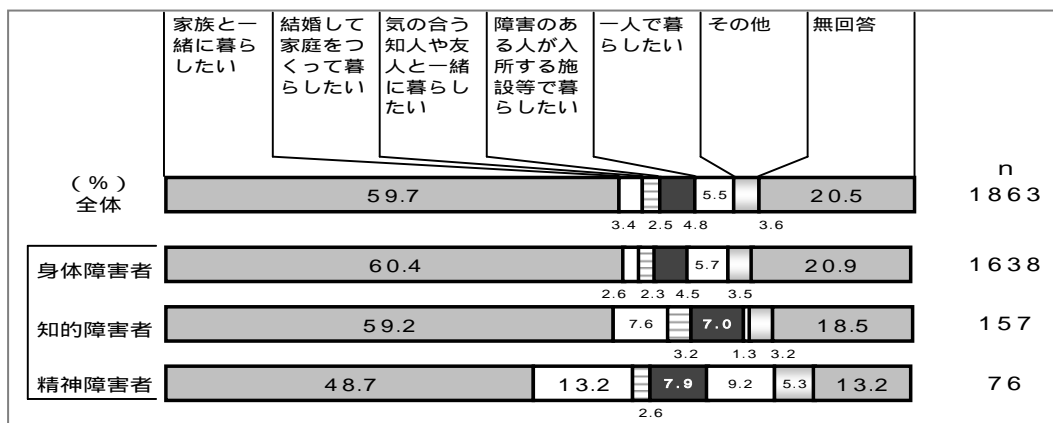
平成 18 年度「障害者計画策定のためのアンケート調査結果報告書」P41

(6) 今後の暮らし方の希望と住宅対策に対するニーズ

障害のある人の今後の暮らし方に対する希望をみると、「家族と一緒に暮らしたい」とする人が圧倒的多数を占め、全体の6割を占めます。

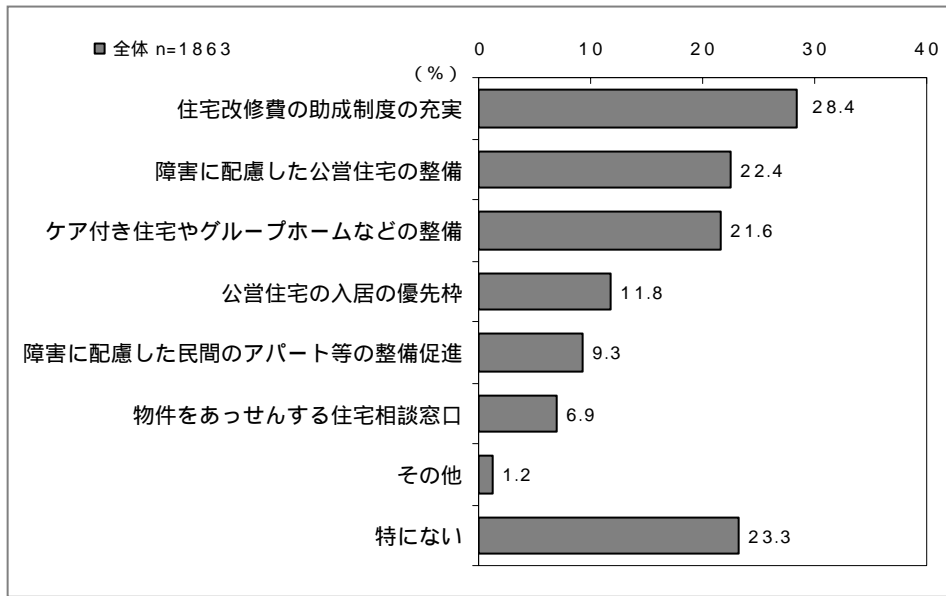
住宅対策については、「住宅改修費の助成制度の充実」を求める人が最も多く全体の3割近くに達するほか、「障害に配慮した公営住宅の整備」や「ケア付住宅やグループホームなどの整備」を希望する人もそれぞれ2割ほどに上ります。また、全体の1割ほどが「公営住宅の入居優先枠の設定」を求めており、これらの結果は、今後の障害のある人の住宅施策を検討していく上で示唆的な結果といえます。

図表 34 今後の暮らし方の希望



平成 18 年度「障害者計画策定のためのアンケート調査結果報告書」P58

図表 35 住宅対策に対するニーズ



平成 18 年度「障害者計画策定のためのアンケート調査結果報告書」P24

第4章 計画の重点課題

先の障害のある人をめぐる障害者施策の動向やアンケート調査結果にみる生活実態と施策二ーズのほか、関係団体や関係施設のインタビュー調査結果も含めた総合的な見地から、この計画において取り組むべき重点課題を次のとおり定めます。

(1) 「障害」や「障害のある人」に対する市民等への啓発の一層の推進

障害のある人が地域の中で一人の市民として生き生きと安心して生活を送るためには、障害のある人自身や家族がより積極性、自立性を強くもつことが求められますが、同時に、周囲の人たちの理解や協力も欠かせません。

しかし、アンケート調査の結果に示されるように、依然として周囲から差別や偏見を受けた経験がある障害のある人は少なくない現実があります。

「障害」や「障害のある人」に対する市民各層の理解を深めていくことは、障害のある人すべてが地域での生活を維持・実現していく上でも、また、就労促進の上でも不可欠の要件として強く求められます。

このため、市民各層に対する啓発活動を一層充実していくことが今後の基本課題の一つに掲げられます。この場合、障害のある人に接する機会の多い事業者をはじめ、行政内部の意識改革も同時に進めることが必要です。

(2) 「生活の質」を高める『利用者本位の生活支援策』の総合的推進

障害者自立支援法の施行による新体系サービスへ移行するにあたり、特にインタビュー調査やアンケート調査の自由意見として挙げられていた事項として「これからのサービス利用に対する不安」と同時に、「現行サービス水準の維持」が強く現れています。

このため、障害のある人すべてが従来までと遜色のないサービスを受けることができ、地域の中で安心して暮らしていけることを基本に、日常生活支援のための体系的なサービス提供基盤整備に取り組んでいく必要があります。

また、制度改革に伴いこれからの事業運営に不安を抱く施設・事業者も少なくなく、その理解を求めながら新サービス体系への円滑な移行を進めるとともに、障害のある人からの要望が最も強い「相談体制の充実」のほか、「情報提供体制」「ケアマネジメント機能の向上」などの充実を図り、サービスの質の向上を図っていくことが重要です。

特に、精神障害の場合、「精神障害」や「精神障害のある人」に対する理解を深めるとともに、精神障害のある人の社会復帰や地域生活への移行を支援するため、保健・医療・福祉などとの連携を強化し、総合的な生活支援に取り組んでいくことが求められています。

また、障害者自立支援法の対象外となっている「難病」や「発達障害」をはじめ、あらゆる障害を対象に、それぞれ障害の特性や関連法などをふまえた適切な対応を図り、「制度の谷間」を生み出さないように努める必要があります。

(3) 働きたい意欲や社会参加の希望を体現できる地域づくり

障害者自立支援法がめざす理念の一つとして「働く意欲をもつ人が働ける社会づくり」が掲げられており、障害のある人の日常生活上の不安を解消し、その理念を地域の中で具現化していくため、就労支援サービスの充実はもとより、事業所に対する雇用促進の働きかけのほか、福祉・雇用・就業にかかわる関係機関等による総合的な就労支援ネットワークの構築をめざす必要があります。

また、子ども一人ひとりの能力や可能性を最大限に伸ばし、社会的に自立した生活を送ることができるよう、障害のある子どもの保育・教育の充実を図るとともに、生涯学習活動、スポーツ・レクリエーション活動などへの参加機会の充実を図り、社会参加を希望する人が障害の有無を問わず等しくその機会を享受できる地域づくりをめざす必要があります。

(4) 安全・安心な暮らしを送ることができる生活環境の整備充実

公共施設などのバリアフリー化の推進や移動手段の改善などを図るとともに、地域における防災・防犯のネットワーク化を進め、特に災害時における安全対策など、安全・安心な暮らしの基盤づくりに取り組む必要があります。

(5) 地域福祉の観点に立った市民ぐるみの支援活動の促進

障害のある人もない人も共に暮らせる心あたたかな地域を築いていくことが必要です。

施設入所から地域生活への移行を促進するためには、市民同士が連携し、支えあうボランティア活動などの推進を図り、地域福祉の視点から障害のある人を市民ぐるみで支える取り組みを進めるとともに、市民と行政との役割を明確にしながら一体となって障害のある人の自立生活や社会参加を支援する重層的なネットワークづくりが必要です。

第5章 計画の基本方向

1. 基本目標

障害のある人にとって、唐津市は暮らしやすいまちとの評価を得ています。また、周囲の「障害」や「障害のある人」に対する理解の深まりを感じ取っている人も少なくないことがアンケート調査結果に示されています。

しかし、依然として障害のある人のさまざまな生活場面で偏見や差別を経験している人も少なくなく、その多くが不安や不都合を感じながら生活している状況が推察されます。

また、ボランティア活動も徐々に広がりを見せてはいますが、障害のある人の地域での生活を支えるためには、障害のある人だけでなく、その家族介助者の負担軽減の意味合いからも、よりきめ細かな生活課題への支援を進めていくことが必要です。

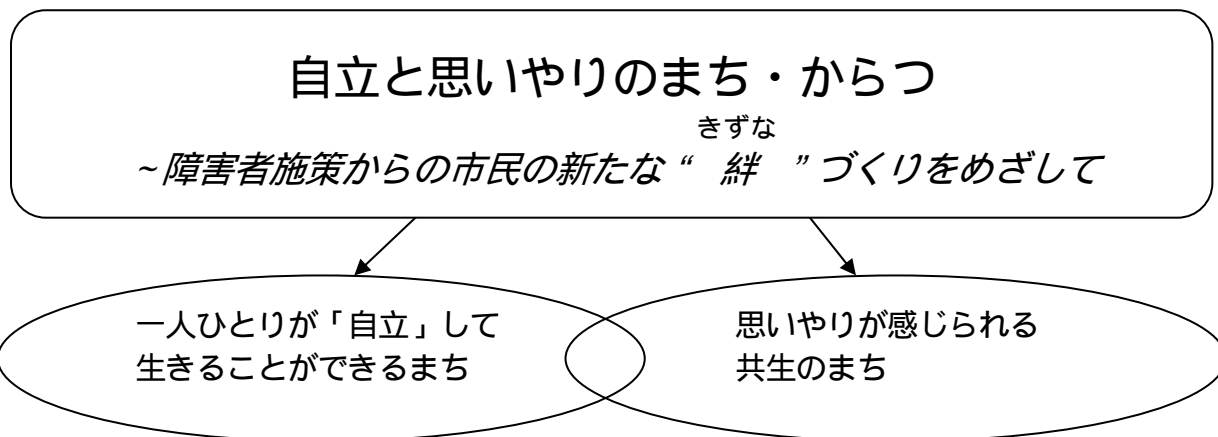
そのためには、障害の有無を問わず市民の一人ひとりが互いを認めあい、互いを支えあっていくことが重要であり、「共生」の価値観のもとに、障害のある人は自立した暮らしを求め、そして障害のない人はそれを受け入れ“さりげなく”支えていくような新しいまちづくりに向け、『価値共有』することが何よりも重要です。

その意味で、この計画では、新市としての最初の総合計画の「まちづくりの7つの基本目標」にある「少子高齢社会に対応する優しさや温かさのある安全・安心のまちづくり」と連動し、一人ひとりが唐津市民として対等に接し、互いの絆を実感できるようなまちづくりをめざします。

そこで、この計画がめざす基本目標を

「自立と思いやりのまち・からつ」

と掲げ、障害者施策の理念である「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」をふまえつつ、障害のある人もない人も、地域の中で共に参画しながら安心して暮らし続けられるよう、新市となった今、市民の新たな絆でつながった心のぬくもりを感じ取れるまちづくりをめざすものとします。



2. 施策推進の基本方針

(1) ふれあいと交流を通じ「市民のきずな」を強める（交流と啓発）

障害の有無にかかわらず、市民が共にふれあい、生きがいを感じながら暮らすことができるよう、広報・啓発活動をなお一層充実し市民等の心のバリアフリー化を推進するとともに、交流・ふれあいの機会を充実します。また、障害のある人を支えるボランティアやNPO、障害者団体の活動の活性化を図ります。

(2) 住み慣れた地域での自立した生活を支える（保健・医療、生活支援）

障害の早期発見・早期療育のため、母子保健事業の充実や保育・教育との連携強化を図るとともに、疾病の予防や健康の維持・増進のため、生活習慣病対策を柱にライフステージに応じた保健事業の充実を図ります。また、関係団体と連携し、障害のある人のための地域医療体制の充実や地域リハビリテーションの推進に努めます。

さらに、障害者自立支援法による新体系サービスについて、市民各層への普及と定着を図り、障害のある人に対するサービス基盤の充実をはじめ、円滑な制度運営を図ります。

(3) 生きがいのある充実した生き方を支援する（教育・育成、雇用・就業）

障害の多様化に対応した教育の充実や、乳幼児期から学校卒業までの一貫した教育、育成支援に取り組めます。

また、就労意欲を満たし、障害のある人の自立と生きがいを高めるため、障害の特性に応じた就労支援を進めます。

(4) だれにもやさしい安全・安心の生活環境を共に創る(生活環境)

「ユニバーサルデザイン」の視点を取り込み、道路・公園・公共交通機関・住宅・建築物などのバリアフリー化に取り組みます。

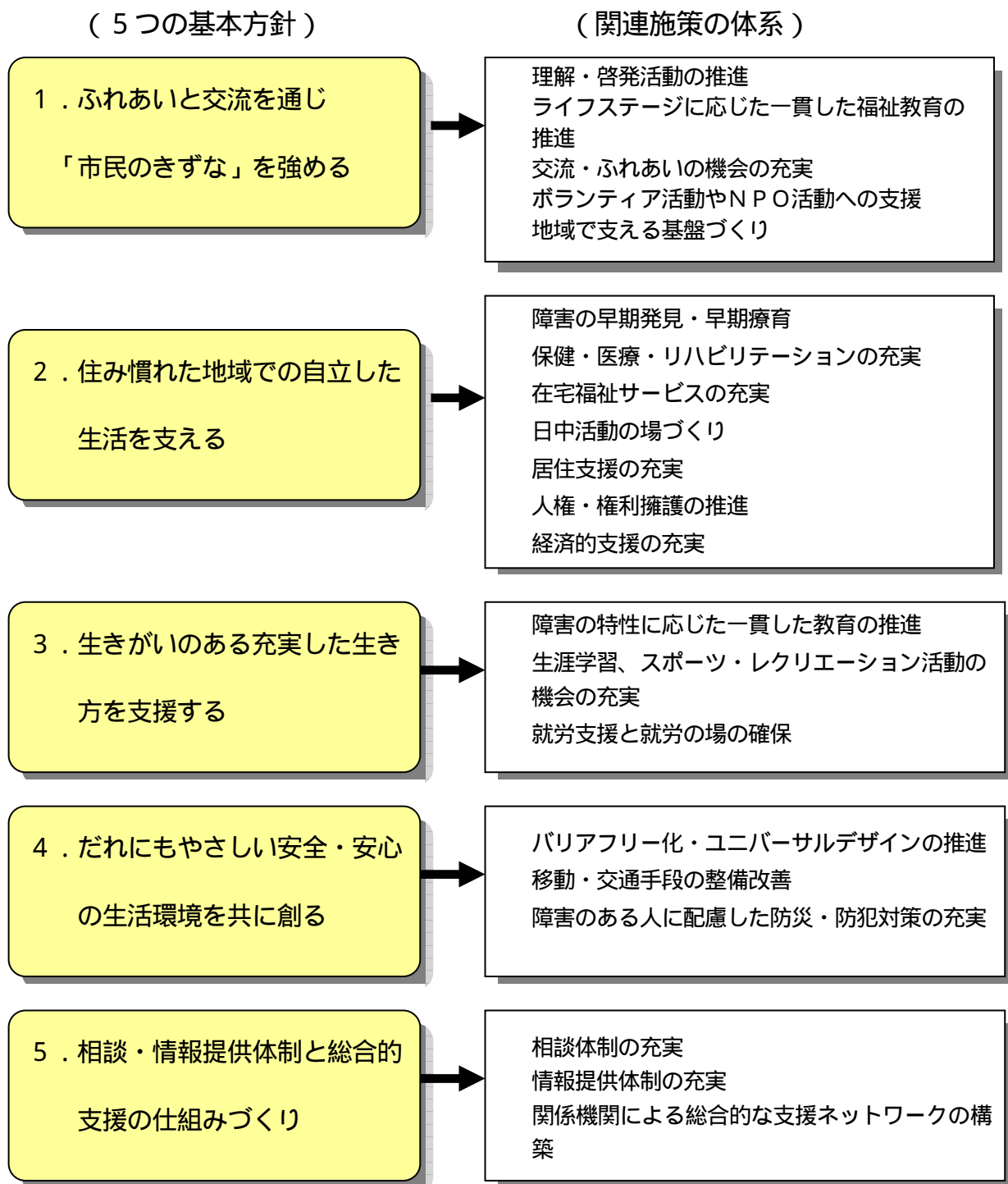
また、地域ぐるみの防災・防犯体制の充実を図り、災害時要援護者も考慮した安全・安心なまちづくりを推進します。

(5) 相談・情報提供体制と総合的支援の仕組みづくり(相談・情報提供)

障害のある人が主体的に生活できるよう、障害のある人やその家族が生活全般にわたりさまざまな相談ができ、必要なサービスにつなげていく相談体制の充実を図ります。また、多様なサービスなどに関する情報提供体制の充実を図ります。

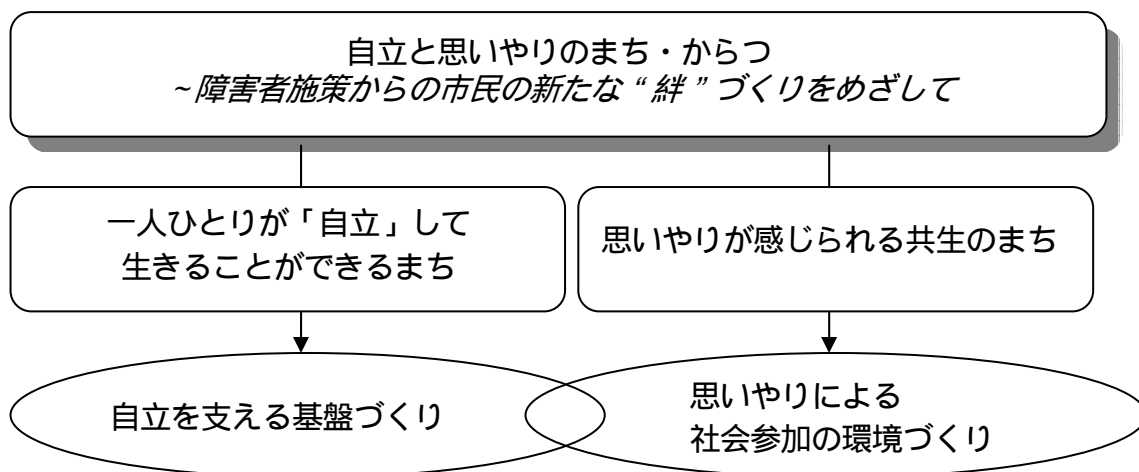
また、各種の地域保健・福祉活動組織やボランティア・NPO組織の育成とネットワーク化とともに、公的な機関・専門的機関との協働化を推進し、障害のある人が生涯の各時期に応じ、障害の特性に配慮した必要な支援が受けられるよう、総合的な支援の仕組みづくりに取り組みます。

3. 施策の体系



第6章 重点プロジェクトの推進

「自立と思いやりのまち・からつ～障害者施策からの市民の新たな絆づくり～」という目標を達成するため、「自立を支える基盤づくり」と「思いやりによる社会参加の環境づくり」の観点から、以下を重点プロジェクトに位置づけ、体系的な取り組みを進めます。



1. 自立を支える基盤づくりのために

障害者自立支援法に基づく新体系サービスへ円滑に移行し、年齢や障害種別を越えたサービス提供の一元的な体制が整備される中で、障害のある人のニーズと適性に応じたその人らしい（自分らしい）自立支援に努める必要があります。

このため、障害や年齢などを越えて多様な相談や情報提供等に応じることができるよう、事業者や市をはじめ、保健・医療・福祉等関係機関による「地域自立支援協議会」を設置し、利用者一人ひとりの態様に応じたサービス提供と適切なケアマネジメントを実施します。

自立支援のためのサービスの一元的な提供

障害のある人の自立支援を目的に、障害者自立支援法に基づく新体系サービスをはじめ、障害の多様化に対応したサービスを一元的に提供していくため、地域の社会資源を積極的に活用しながら計画的なサービス提供体制を確立します。

障害種を越えて利用できる総合的な相談支援・連絡調整の整備

障害の種類（身体障害、知的障害、精神障害）や手帳の有無にかかわらず、さまざまな障害や疾病をもった人が気軽に集い、交流できるとともに、障害や年齢などを越えて多様な相談や情報提供に応じることができる総合的な相談支援体制を整備します。

事業者や市をはじめとする保健・医療・福祉等関係機関が参加する「地域自立支援協議会」や庁内関係課による「施策調整」の機会を充実し、サービス利用者一人ひとりの状況に応じた適切なケアマネジメントの充実を図ります。

障害のある人の自立支援にかかわる関連施策の総合推進体制の確立

障害のある人の地域におけるその人らしい（自分らしい）自立生活を支援していくためには、保健・福祉・医療をはじめ教育、就労、住宅、防犯・防災などさまざまな領域からの支援策が必要となってきます。このため、施策総合化の観点から庁内の総合的な推進体制の確立を図り、体系的、効果的な施策・事業の推進を図ります。

2. 思いやりによる社会参加の環境づくりのために

障害のある子どもの学校卒業後の行き場を確保するため、多様な日中活動の場を整備・拡充するとともに、障害のある人が主体的に社会参加できるように、一人ひとりの意欲と適性に応じた就労機会の拡大を図るための仕組みづくりを進めます。

日中活動の場の整備・拡充

障害のある子どもの学校卒業後の行き場を確保するため、一般就労へ向けての訓練の場、または楽しみながら生活技能も身につけられる場など、多様な日中活動の場の整備・拡充を図ります。

障害のある子どもの日中見守りの充実

障害のある子どもの場合、その保護者の年齢構成は他に比べて総じて若い年齢層が多く、幼い兄弟・姉妹がいる場合、その養育の負担が重く押し掛かっているケースも多く見受けられます。また、養育のため現に就労し、もしくは就労を希望する割合も高いものがあり、従来のレスパイト事業がなくなることへの不安が大きくなっています。

このため、障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業に位置づけられている「日中一時支援事業」への取り組みを進めるとともに、放課後児童対策として実施されている「放課後児童クラブ」など関係部署との施策連携を図りながら、放課後対策、さらには長期休暇期間における障害のある児童・生徒の居場所の確保をめざします。

就労・雇用支援の充実

障害のある人が主体性や積極性のもと社会参加できるよう、一人ひとりの意欲と適性に応じた就労機会の拡大を図るため、地域社会や企業から障害のある人の希望や経験、能力に応じた臨時的・短期的な仕事や短時間の仕事を継続して引き受けられる体制を整備するなど、自立に向けた訓練や就労機会の拡大を図ります。

『“思いやり”をかたちにする』まちづくりプロジェクトの推進

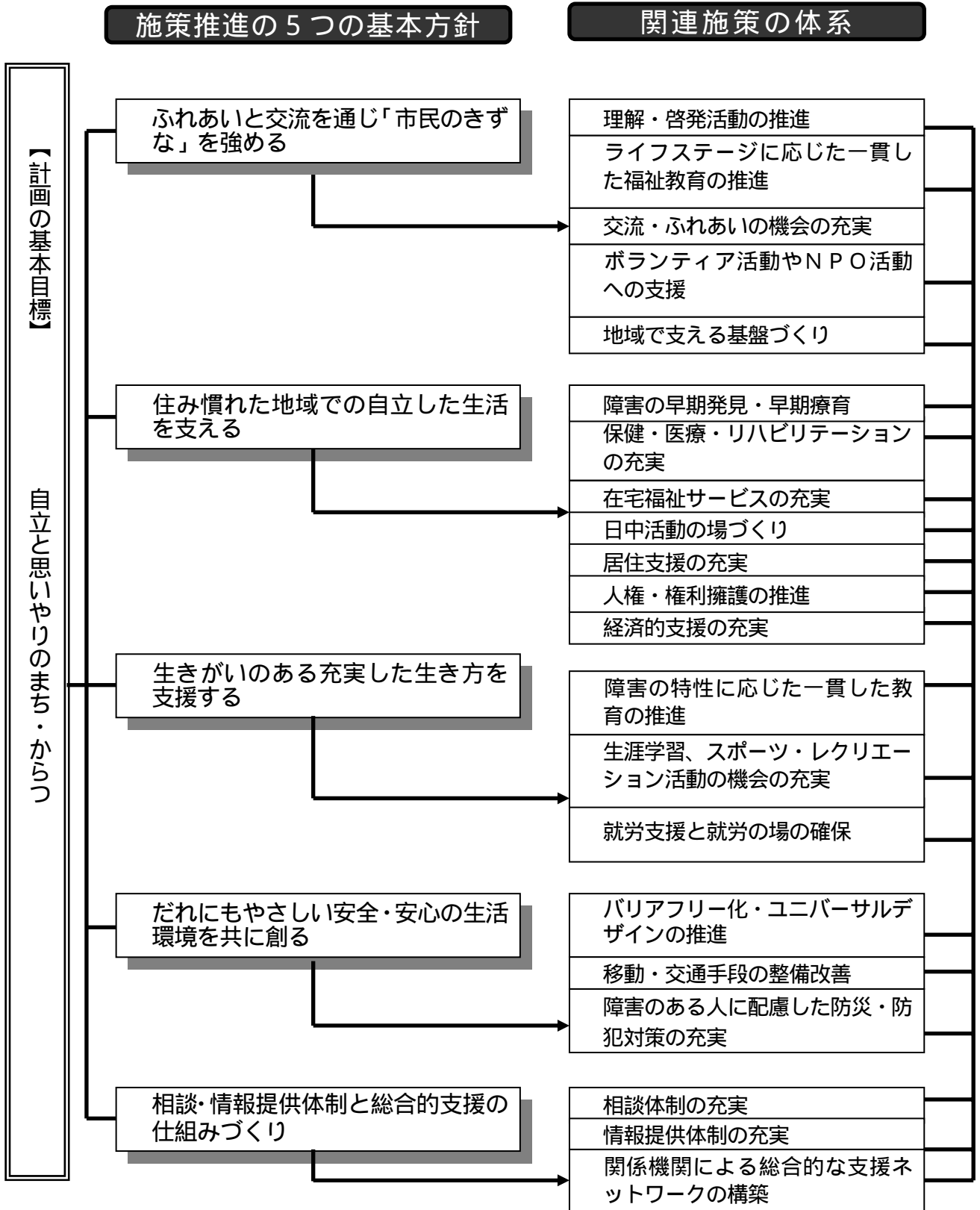
交通バリアフリー法やハートビル法、佐賀県福祉のまちづくり条例など福祉のまちづくりに関連する考え方について、庁内関係部署との施策連携のもとに効果的、体系的に推進します。特に、ユニバーサルデザインの考え方を取り込んで、交通バリアフリー化の検討をはじめ、建築物のほか、歩行空間、公園整備などにわたって市民にも訪れる人にも、まちの“思いやり”が感じ取れる”社会基盤整備、生活環境整備に取り組みます。

『まちかど福祉』の推進 ～ 幅広い市民の福祉活動の促進とNPOの育成

障害のある人やその家族の支援ニーズは、子どもから高齢者に至るまで幅広い年齢層を考えると多様であり、市民各層に「地域福祉推進」の必要性について啓発活動を充実するとともに、社会福祉協議会と一体的な連携のもとに、世代を越えた幅広い福祉ボランティアの育成に取り組み、市民ぐるみでの「まちかど福祉」を推進します。

また、2007年問題と称されるように、今後、豊富な経験と各分野での専門的な知識・技能を備えた団塊世代層の退職者がでてきます。こうした人を含め、地域のさまざまな人材を活用する観点に立ち、ボランティア活動・NPO活動の育成・支援など、障害のある人の日常生活の支援活動に地域をあげて取り組み、その中で、障害のある人も受身ではなく、その感性や可能性を多方面に生かし得るより能動的な生き方につながるような事業の掘り起こしにも取り組みます。

施策の体系と重点プロジェクトとの関連



重点プロジェクト

【自立を支える基盤づくり】

自立支援のためのサービスの一元的な提供

障害種を越えて利用できる総合的な相談支援・連絡調整の整備

障害のある人の自立支援にかかわる関連施策の総合推進体制の確立

期待される効果・ねらい

障害者自立支援法に基づくサービス提供基盤の整備（新体系サービスへの円滑な移行）

広範な障害者関連施策の体系的、効果的調整、推進のための庁内体制の確立と計画の進行管理

【思いやりによる社会参加の環境づくり】

日中活動の場の整備・拡充
（自立支援法の対象外者を含む日中（長期休暇時等）のケア）

障害のある子どもの日中見守りの充実
（障害のある児童すべてを視野に入れた「放課後対策」の展開）

就労・雇用支援の充実

『“思いやり”をかたちにする』まちづくりプロジェクトの推進
（バリアフリーの視点からのハード整備の総合的、効果的な取り組み）

『まちかど福祉』の推進
（市民主体のまちかど福祉（地域福祉）の推進と障害のある人も自らが能動的に活動するNPO育成）

就労支援を含む、障害のある人の“日中活動の場”の創出

福祉施策と関係施策との連携による、障害のある児童の日中見守り体制の充実

障害のある人の就労促進

「まちの優しさと温かみ」を見える形にする快適生活環境の創出

市民の主体に基づく全市的な地域福祉の推進

障害ある人による能動的な活動を含むNPO活動の育成

各 論

各論は、総論に掲げる計画の目標及びその実現のための施策体系にもとづく、5つの基本方針に関連する今後10か年における主要な施策・事業の考え方を取りまとめたものです。

各主要施策・事業については、以下の区分により実施時期を明記するとともに、実施に係る主体を明らかにしています。

< 施策・事業の実施時期の区分 >

A：現在実施している施策・事業であり、今後さらに充実し継続するもの

B：新規事業として、計画期間内での早期実施をめざすもの

第1章 ふれあいと交流を通じ「市民のきずな」を強める

1. 理解・啓発活動の推進

【現状課題と施策方針】

障害のある人が、地域の中でその構成員として対等に暮らすことができるようにするためには、市民一人ひとりに対し、多様化する「障害」のことや障害のある人への理解を深め、共に暮らすことが自然であるという「ノーマライゼーション」の理念を広く浸透させていくとともに、差別意識や偏見をなくす人権意識や福祉意識を高めることが何よりもまず重要となります。

こうした啓発活動はこれまで多くの機会をとらえながら実施してきたところですが、障害のある人を対象に行ったアンケート調査（平成18年度実施）の結果から、障害のある人への周囲の理解度に対する評価をみると、「理解が深まってきた」ことを実感している人の割合は全体の1割強にとどまっています。

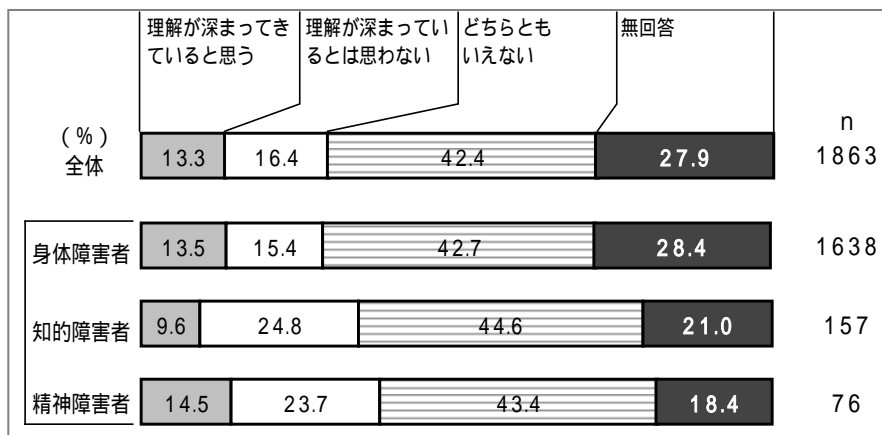
また、「差別や偏見を感じた経験がある」人も少なくない結果であることから、引き続き、市職員やサービス事業者を含め、すべての市民に対する理解啓発・広報活動を進めるとともに、人権教育や福祉教育の充実に取り組むことが必要と言えます。

このため、「心のバリアフリー化」を目標に、障害や障害のある人に対する偏見をなくし、理解を深めていく取り組みを充実し、障害のある人の地域での自立生活を支え、また、障害のある人の社会参加活動を促進できるような風土づくりをめざします。

また、障害のある人やその家族による団体活動においても広く市民への啓発活動に取り組むよう促進します。

図表 36 「障害」や「障害のある人」に対する理解の深まり（再掲）

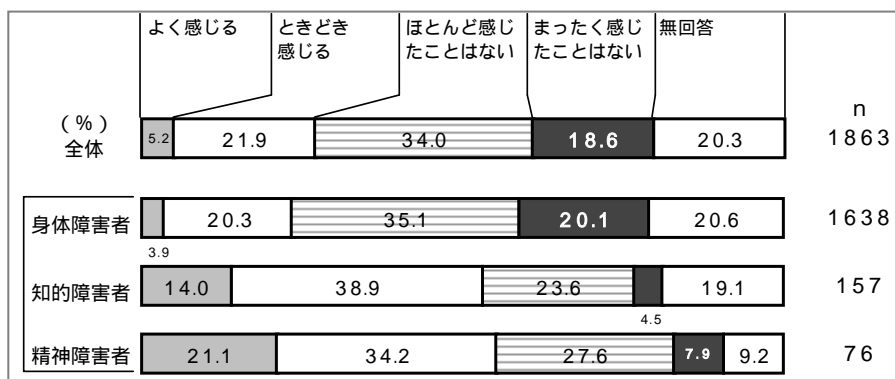
問 あなたは障害者の地域活動や就職などの社会参加について、一般の理解が深まってきていると思いますか。



平成 18 年度「障害者計画策定のためのアンケート調査結果報告書」

図表 37 周囲の差別や偏見を感じた経験の有無（再掲）

問 日常生活において、差別や偏見、疎外感を感じることはありますか。



平成 18 年度「障害者計画策定のためのアンケート調査結果報告書」

【具体的施策】

施策・事業	施策の概要	実施時期	実施主体
広報等による障害者施策に関する効果的な情報提供	市民がわかりやすく、親しみやすい「広報」づくりを通じた「障害」や障害のある人に関する市民各層への啓発 市のホームページ（インターネット）を活用した障害者福祉に関する情報提供や市民に対する啓発	A A	広報公聴課 障害者福祉課 支所住民福祉課
啓発資料の収集・作成	「障害」や「障害者問題」に関する啓発資料の収集と作成	A	障害者福祉課 支所住民福祉課 生涯学習課
「障害者週間」などの啓発活動の推進	「障害者週間」（12月3日～12月9日）や「人権週間」（12月4日～12月10日）などを通じた人権教育、啓発活動の推進	A	人権・同和対策課 障害者福祉課 支所住民福祉課 社会福祉協議会
障害者関係団体による啓発活動の推進	障害者関係団体による主体的な市民への啓発活動の促進及び支援	B	障害者団体 障害者福祉課 支所住民福祉課 社会福祉協議会

【整備目標】

障害のある人への「周囲の理解が深まっていない」と感じる人の割合の半減に努める

（現行）障害のある人全体の 16.4% ¹ （平成 23 年度）現行の半減

周囲からの「差別や偏見を経験したことがある」人の割合の半減に努める

（現行）障害のある人全体の 27.1% ² （平成 23 年度）現行の半減

1 図表 36 参照

2 図表 37 参照

2. ライフステージに応じた一貫した福祉教育の推進

【現状課題と施策方針】

障害のある人の人権について理解を深め、一人ひとりの「心の壁」を取り除くためには、就学前教育や学校教育の中で、早い段階から一貫した人権教育を進める必要があります。

このため、学校等における一貫した人権教育を推進するとともに、さらに充実した福祉体験、ボランティア体験の機会を提供します。

また、広く市民各層に対し、障害のある人の支援のために必要な基本的な知識について、生涯学習等を通して普及を図ります。

【具体的施策】

施策・事業名	施策の概要	実施時期	実施主体
学校等における福祉教育の推進	学校や幼稚園などにおける福祉教育の推進	A	学校教育課
	学校職員などに対する福祉意識啓発機会の充実	A	学校、幼稚園 保育所 社会福祉協議会
生涯学習を通じた人権や障害者問題の学習機会の充実	生涯学習を通じた人権や障害者問題に関する学習機会の充実	A	人権・同和対策課 障害者福祉課
	人権啓発事業の充実	A	支所住民福祉課
	障害のある人の支援に必要な基本的知識の普及	A	生涯学習課 社会福祉協議会

【整備目標】

福祉教育を実践している学校などの割合を増やす

学校職員などへの福祉意識啓発のための研修機会を増やす

人権や障害者問題に関する市民への学習機会を増やす

3. 交流・ふれあいの機会の充実

【現状課題と施策方針】

障害のある人が地域の中で周囲との豊かな人間関係を保ちながら暮らし続けることができるよう、共に生き、共に支えあう意識を互いが深めていくことが重要であり、そのことが正しく「共生のまち」を実現する第一歩となります。

このため、自治会をはじめ地域の団体が中心となって、障害のある人も積極的に参加できる行事の開催など、多様な交流の機会づくりに取り組む必要があります。

また、社会福祉協議会を軸として、関係機関が連携し、ボランティア活動に参加するきっかけづくりの場や機会の提供を充実させ、身近な地域での障害のある人とのふれあいや支えあい活動へのボランティア参加を進めます。

【具体的施策】

施策・事業	施策の概要	実施時期	実施主体
地域活動における日常的なふれあい事業の推進	地域単位での障害のある人との日常的なふれあい活動の活性化とバリアフリー意識の高揚	A	障害者福祉課 支所住民福祉課 生涯学習課 社会福祉協議会
障害のある人の参加促進	各種の交流活動・事業への介助者や手話通訳者などの配置などに対する支援	A	障害者福祉課 支所住民福祉課 生涯学習課 社会福祉協議会
交流活動への支援の充実	開催場所の提供や開催に係るアドバイスなど障害者団体や地域などによる交流活動への支援	A	障害者福祉課 支所住民福祉課 生涯学習課 社会福祉協議会

【整備目標】

障害のある人との地域での日常的なふれあい交流事業を増やす

4. ボランティア活動やNPO活動への支援

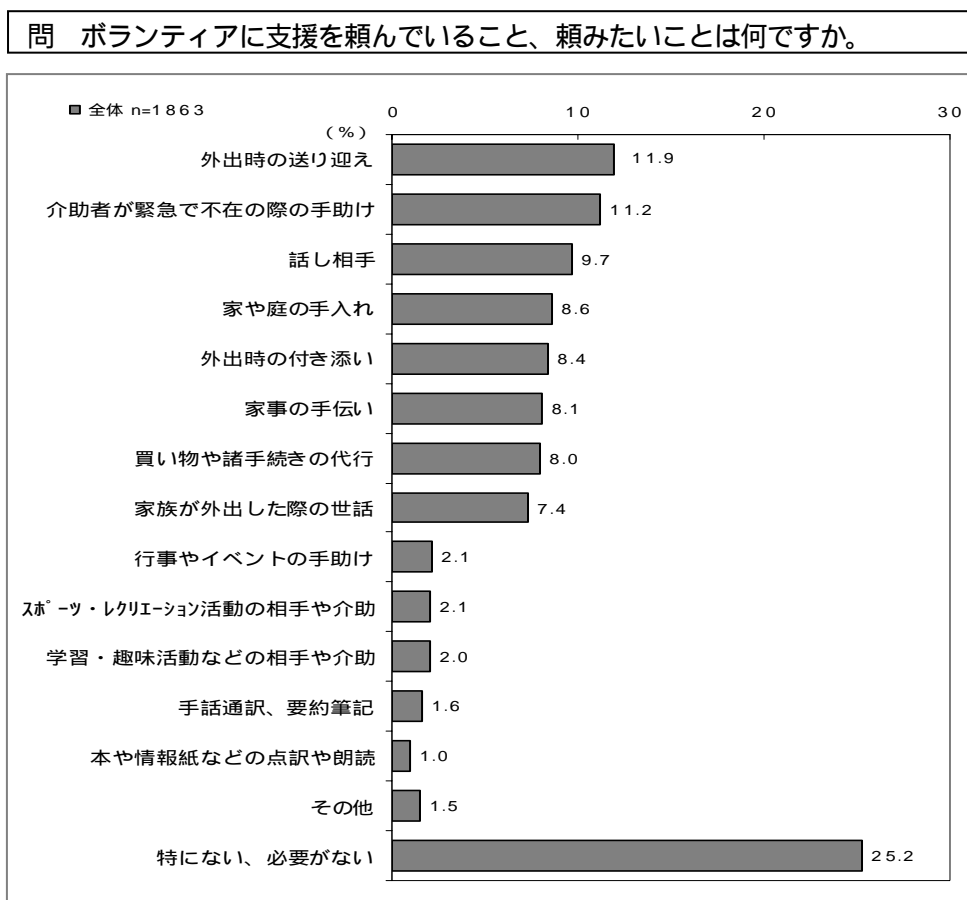
【現状課題と施策方針】

障害のある人やその家族介護者の生活支援に対するニーズは、制度に基づく公的なサービスの提供以外にも幅広い領域にわたり、これらに対しきめ細かな支援を行うためには、ボランティア団体やNPO団体などとの「協働」が不可欠です。

現在、市内には障害のある人を支援するボランティア団体8団体があり、それぞれ活動を行っていますが、今後は、こうした既存の活動の育成はもとより、幅広い市民の参加意識の高揚を図り、さまざまなボランティア活動を育成していくことをめざします。また、よりきめ細かな福祉活動を進めるNPOの育成に取り組みます。

障害のある人が支援を受ける側となるだけでなく、同じ障害をもつ立場に立って、支援を必要とする人のニーズを把握し、必要なボランティア活動、NPO活動の調整役などを担えるよう、障害のある人のボランティア活動への参加をめざします。

図表 38 ボランティアの支援を希望する内容について



平成 18 年度「障害者計画策定のためのアンケート調査結果報告書」

【具体的施策】

施策・事業	施策の概要	実施時期	実施主体
ボランティアやNPOの育成	<p>ボランティアに関する相談や研修機会の充実などボランティアセンターとしての社会福祉協議会の育成機能やコーディネート機能の充実の促進</p> <p>今後、特に支援が求められる知的障害や精神障害のある人の支援のためのボランティアやNPOの育成</p>	<p>A</p> <p>B</p>	<p>福祉課</p> <p>障害者福祉課</p> <p>支所住民福祉課</p> <p>社会福祉協議会</p> <p>障害者団体</p>
ボランティア・NPO活動に関する情報提供の充実	<p>市や社会福祉協議会の広報を中心にホームページなど多様な媒体を活用したボランティア活動・NPO活動に関する市民への情報提供の充実</p> <p>ボランティアやNPO相互の交流・情報交換の機会の充実とネットワーク化の促進</p>	<p>A</p> <p>B</p>	<p>地域振興課</p> <p>福祉課</p> <p>障害者福祉課</p> <p>支所住民福祉課</p> <p>社会福祉協議会</p>
市民各層のボランティア活動への参加促進	<p>市民各層のボランティア活動・NPO活動への参加を図るためのボランティア養成講座やボランティア体験の機会の提供</p> <p>各種ボランティア講座の受講者のボランティア人材バンクによる登録や活動への参加、自主的な活動の立ち上げなどの支援</p>	<p>A</p> <p>A</p>	<p>障害者福祉課</p> <p>支所住民福祉課</p> <p>社会福祉協議会</p>
障害のある人のボランティア活動（ピア・サポート活動）の参加促進	<p>障害のある人自らが同じ立場から障害のある人を支援するボランティア活動（ピア・サポート活動）の支援</p>	<p>B</p>	<p>障害者福祉課</p> <p>支所住民福祉課</p> <p>社会福祉協議会</p>

【整備目標】

- 市民ボランティア組織・NPO組織数を増やす
- 市民参加によるボランティア養成講座の開催を増やす
- 障害のある人自らのボランティア活動を育成する

5. 地域で支える基盤づくり

【現状課題と施策方針】

障害のある人が地域の中で安心して暮らすことができるよう、それぞれの置かれた状況に応じて話し相手や見守り、買い物の代行、あるいは虐待の防止など多様な生活課題やニーズに対応していくことが重要であり、地域でのさまざまな支援活動のネットワークづくりが求められます。

このため、市民の主体性に基づく日常的な支援活動として、それぞれ地域の特性に応じた小地域での福祉活動を育成し、「共助」と「公助」が効果的に組み合わせられた地域単位での支援体制づくりをめざします。

【具体的施策】

施策・事業	施策の概要	実施時期	実施主体
地域の見守り・支え合い活動等小地域での福祉活動の促進	地域の住民、民生委員・児童委員・社会福祉協議会、自治会などによる小地域単位での福祉活動の充実とネットワーク化	A	社会福祉協議会
市民、事業者、ボランティア・NPOなどの連携強化	市民、事業者、ボランティア・NPO及び市・社会福祉協議会などの連携、協力による地域福祉活動の推進	A	障害者福祉課 支所住民福祉課 社会福祉協議会
地域のさまざまな社会資源の有効活用	市内各地域のさまざまな公共施設や空き店舗など、障害のある人やボランティア・NPOの活動拠点としての社会資源の有効活用 地域に住んでいる、有資格者や知識・経験を有する市民の活用など、福祉人材の掘り起こしと確保	B B	障害者福祉課 支所住民福祉課 社会福祉協議会

【整備目標】

地域での多様な福祉活動の連携・交流の場を増やす

第2章 住み慣れた地域での自立した生活を支える

1. 障害の早期発見・早期療育

【現状課題と施策方針】

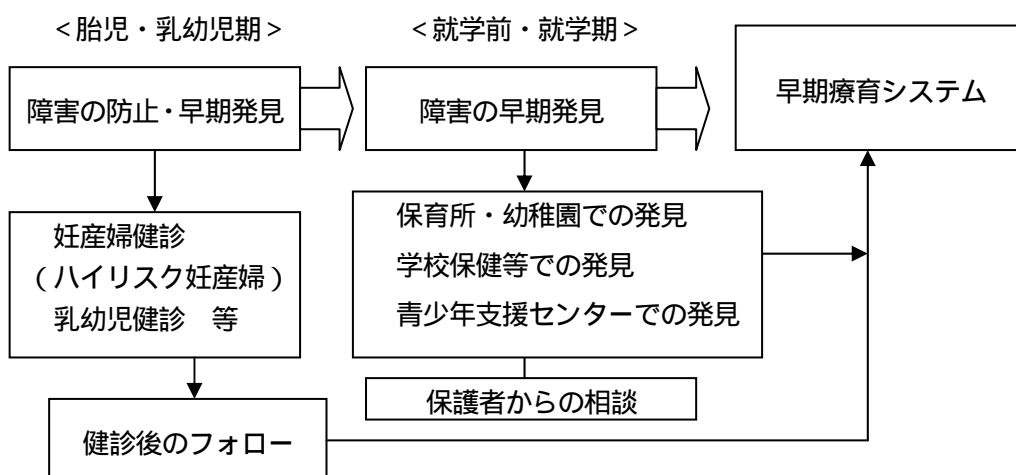
障害のある子どもに対しては、できる限り早い段階、特に発達期にある乳幼児に適切な治療や指導訓練を行うことが障害の軽減や基本的な生活能力の向上につながります。

本市では、母子保健事業の乳幼児相談において子どもの発育検査や育児相談を実施しているほか、4か月健診として小児科医での受診を勧奨するとともに、1歳6か月健診・3歳児健診を実施し、これらを通じて障害の早期発見に努めています。また、健診後の家庭訪問を行い、心理相談や発達相談の個別指導につなげています。

しかし、乳幼児相談などこうした保健事業が十分周知されていない一面もあるため、引き続き周知活動を進めるとともに、発達障害などに関するパンフレットの配布により正しい知識の普及啓発を図っていきます。

また、健康診査や保健指導の充実のほか、保健・医療・福祉・教育の連携を密にし、早い段階で障害を発見し、適切な療育につなげる一体的な体制の確保をめざします。

図表 39 成長の各段階における障害の早期発見



【具体的施策】

施策・事業	施策の概要	実施時期	実施主体
妊産婦健診や母子保健事業の充実	妊婦と胎児の健康のための妊婦健診や健康相談、訪問指導の推進 乳幼児期における成長発達への不安に対する対応、障害の早期発見のための健康診査、指導の充実	A A	保健課
早期療育体制の充実	4か月健診、1歳6か月健診、3歳児健診など子どもの発達の節目における健診を通じた障害の早期発見、早期治療・療育の実施 障害の早期発見のための保健、福祉、学校、青少年支援センター等の連携強化 発達状態に応じた個別指導によるきめ細かな対応	A A B	保健課 福祉課 障害者福祉課 支所住民福祉課 学校教育課 青少年支援センター 学校、幼稚園 保育所等
健康診査などの適切な実施	乳幼児の発達検査と保護者・家族のカウンセリング、日常生活指導の充実と必要に応じた関係機関への紹介	A	保健課 障害者福祉課 支所住民福祉課
障害児デイサービスの継続	心身に障害のある児童を通所させ、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練その他必要な指導を行う障害児デイサービス事業の推進	A	障害者福祉課 支所住民福祉課 佐賀県

【整備目標】

障害を早期に発見し、適切な療育につなげるための保健事業の充実と関係機関等との連携を強化する

2. 保健・医療・リハビリテーションの充実

【現状課題と施策方針】

障害のある人にとって、医療・リハビリテーションの充実は、障害の軽減を図り、障害のある人の自立を促進する上で不可欠であり、関係機関等との連携強化が求められています。

また、障害のある人の健康に対する不安はアンケート調査結果にも強く現れており、その健康の保持・増進のための支援策の充実が必要です。

さらに、近年、顕著となっている脳血管疾患や心疾患といった生活習慣病による障害の発生は、その予防、あるいは疾病の早期発見と早期治療が可能であり、総合的な生活習慣病予防対策を推進していくことが必要視されます。

このため、障害の程度を軽減し自立生活を促進するため、障害の特性に合った適切な医療やリハビリテーションが提供できるよう地域医療の充実をめざします。

また、若年期からの健康づくりに重点を置いた保健事業を充実し、特に生活習慣病の予防につながる健康づくり対策の強化をめざします。

【具体的施策】

施策・事業	施策の概要	実施時期	実施主体
障害のある人が安心して利用できる地域医療サービスの充実	医師会の協力による障害のある人が必要な医療を身近で利用しやすい受診環境の充実の促進	A	地域医療課
	障害のある人やその家族への「かかりつけ医」の確保に関する啓発	A	
医療費の給付	障害者自立支援法の施行に基づく、自立支援医療費の支給	A	障害者福祉課 支所住民福祉課 佐賀県
生活習慣病予防対策の推進	障害のある人の健康の維持・増進や疾病の予防の支援のための、医師会の協力によるライフステージに応じた生活習慣病予防対策の推進	A	保健課 障害者福祉課 支所住民福祉課
	高齢障害の人に対する地域支援事業（介護保険制度）を通じた介護予防の推進	A	介護保険課

在宅療養生活の支援	<p>障害及びその原因となる疾患の発見から、早期治療、リハビリテーション、福祉サービス、介護サービスへと適切に支援するための関係機関や福祉の連携強化</p> <p>在宅での療養生活を支援するための保健・医療・福祉にわたる総合的なサービス調整と医療機関との連携強化</p>	A A	<p>保健課</p> <p>障害者福祉課</p> <p>支所住民福祉課</p> <p>介護保険課</p>
リハビリテーション体制の充実	<p>障害により身体の機能が低下している人を対象とする日常生活の自立支援のための訓練の充実</p> <p>介護保険制度との連携を図り、加齢にともなう身体機能が低下した障害のある人へのリハビリテーションの充実</p>	A A	<p>保健課</p> <p>障害者福祉課</p> <p>支所住民福祉課</p> <p>介護保険課</p>
精神保健福祉事業の推進	<p>市民に対する心の健康の保持・増進のための啓発</p> <p>思春期や壮年期など、不安や悩みを抱えやすい世代に対する心の健康に関する相談事業の推進</p>	A A	<p>保健課</p> <p>保健福祉事務所</p>

【整備目標】

保健・医療・福祉の連携強化による在宅療養者の総合的な支援に努める
日常生活機能を高めるリハビリテーションの充実を図る

3. 在宅福祉サービスの充実

【現状課題と施策方針】

障害のある人が住み慣れた家庭や地域で安心して暮らし続けることができるよう、在宅でのサービスを充実し、自立した生活を支援していくことが求められます。

在宅サービスについては従来、平成15年度に導入された支援費制度により提供されてきましたが、平成18年からの障害者自立支援法の施行にともなって、「障害程度区分」に応じ新体系に再編されたサービスの利用を利用者自らが事業者との契約関係で利用していくこととなりました。

このため、新制度について障害のある人やその家族への周知徹底を図っていくとともに、それぞれの状態に応じた適切なサービス利用を促進していきます。

また、発達障害者支援法が成立し、下図のとおりライフステージに応じた総合的な支援策が検討されており、国・県の動向に対応しながら本市としての取り組みを進めます。

図表 40 発達障害者支援法のねらいと概要

<p>< 法律のねらい ></p> <ul style="list-style-type: none"> 発達障害の定義と法的な位置づけの確立 乳幼児期から成人期までの地域における一貫した支援の促進 専門家の確保と関係者の緊密な連携の確保 子育てに対する国民の不安の軽減 					
<p>< 法律の概要 ></p> <p>【定義】発達障害とは、自閉症やアスペルガー症候群、学習障害、注意欠陥多動性障害などの、通常低年齢で発現する脳機能の障害</p>					
乳幼児健診等による早期発見	早期の発達支援	特別支援教育体制の推進 (発達障害児の割合：小中学校児童・生徒の6%)	放課後児童健全育成事業の利用	発達障害者の特性に応じた適切な就労機会の確保	発達障害者の権利擁護 地域における自立した生活の支援
就学時検診における発見	専門的発達支援				
<p>発達障害支援センター 特定医療機関 (都道府県単位)</p>					
<p>専門的知識を有する人材確保 調査研究 (国)</p>					

(厚生労働省資料)

【具体的施策】

施策・事業	施策の概要	実施時期	実施主体
障害者自立支援法に基づく「介護給付」の提供	障害者自立支援法に基づく「居宅介護（ホームヘルプ）」や「重度訪問介護」、「行動援護」、「療養介護」の障害程度区分に応じたサービスの提供	A	障害者福祉課 支所住民福祉課
障害者自立支援法に基づく「訓練等給付」の提供	障害者自立支援法に基づき日中活動系サービスとして新たに位置づけられた「自立訓練」や「就労移行支援」、「就労継続支援」及び「共同生活援助（グループホーム）」の提供	A	障害者福祉課 支所住民福祉課
障害者自立支援法に基づく「地域生活支援事業」の推進	障害者自立支援法の成立により市が実施主体となった「地域生活支援事業」について障害のある人の利用ニーズなどをふまえた事業実施 「相談支援」や「コミュニケーション支援（手話通訳・要約筆記等）」、「日常生活用具給付」、「移動支援」、「地域活動支援センター」及びその他任意事業	A	障害者福祉課 支所住民福祉課
在宅の難病患者等に対する支援	在宅での療養生活を続ける難病患者などの生活支援のための居宅生活支援事業（ホームヘルプサービス）や短期入所事業、日常生活用具の給付の継続 保健・医療・福祉の連携強化による訪問指導などのきめ細かな支援体制の整備	A A	保健課 障害者福祉課 支所住民福祉課 保健福祉事務所
発達障害のある人への総合的な生活支援策の検討	「発達障害者支援法」をふまえ、国・県との連携による発達障害のある人への支援策の実施	B	保健課 障害者福祉課 支所住民福祉課 保健福祉事務所

【整備目標】

「からつ自立支援プラン（障害福祉計画）」に掲げる障害福祉サービスの整備目標を達成する

発達障害のある人に対する支援策を推進する

4. 日中活動の場づくり

【現状課題と施策方針】

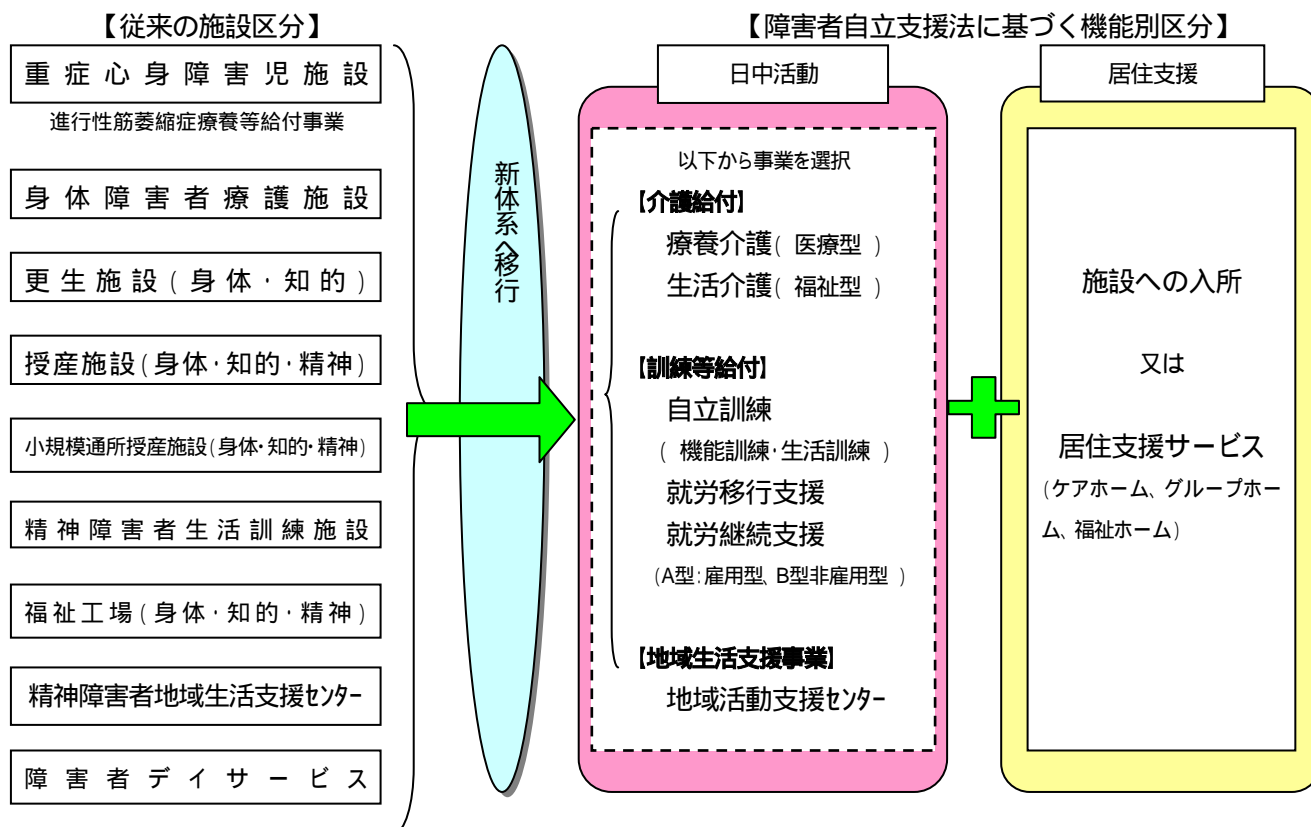
障害のある人が地域の中で自立した生活を送り、社会参加活動を行うことができるよう、さまざまな日中活動の場を確保していくことが求められます。

障害者自立支援法の施行によって下図のとおり、障害者関連施設は大きく「日中活動の場」と「居住の場」に明確に機能区分されています。

平成18年10月からは原則として新たなサービス体系である「療養介護」、「生活介護」、「自立訓練」、「就労移行支援」、「就労継続支援」、そして地域生活支援事業である「地域活動支援センター」の利用となっていますが、概ね5年後の経過措置期間内に移行することが認められており、利用者の混乱が生じないよう円滑な移行を促進していきます。

また、こうした福祉施設の日中活動の場の確保だけでなく、引きこもりなどの問題が生じないよう障害程度の軽い人を中心に地域の既存施設などを有効利用した新たな日中活動の場の確保について他分野の事業との連携も含め検討していくことが必要と考えられます。

図表 41 障害者自立支援法に基づく障害者関連施設の新たな機能編成



【具体的施策】

施策・事業	施策の概要	実施時期	実施主体
障害者自立支援法に基づく日中活動の場の確保	障害者自立支援法に基づく日中活動の場を確保するため、事業者による新たなサービス体系への円滑な移行の促進	B	障害者福祉課 支所住民福祉課
新たな日中活動の場づくりの検討	障害程度区分の認定外となる軽度の障害のある人や障害のある子どもを対象とした日中活動の場の確保	B	福祉課 障害者福祉課 支所住民福祉課

【整備目標】

「からつ自立支援プラン（障害福祉計画）」に掲げる地域活動支援センター等の整備目標を達成する

5. 居住支援の充実

【現状課題と施策方針】

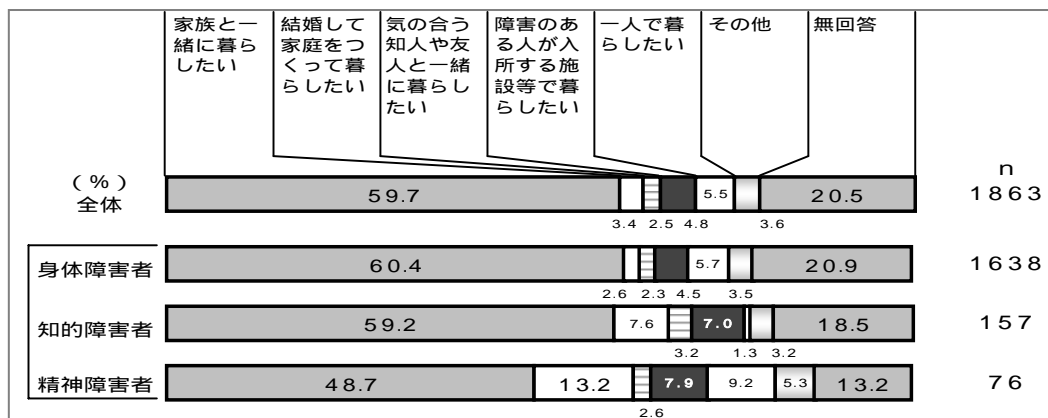
障害のある人が在宅での生活を希望する傾向が強くなっていることは、アンケート調査結果にも端的に示されています。

在宅での生活が困難な人にとっては、地域での自立生活を支援するために、住まいの場の提供が不可欠です。特に、知的障害や精神障害のある人にとっては、暮らしの拠点を確保することが、地域への移行を支援・促進する上で重要となります。

このため、それぞれ障害程度区分や置かれた家庭環境等に応じて暮らしの場を選択できるよう、事業者の移行や新規参入を促進し、障害者自立支援法に基づく「施設入所支援」のほか、「グループホーム（共同生活援助）」や「ケアホーム（共同生活介護）」、あるいは地域生活支援事業に位置づけられる「福祉ホーム」などの必要量の確保をめざします。

また、公営住宅への入居促進など、市の住宅施策との調整の中で障害のある人の地域での継続的な生活や施設入所から地域への移行を支援する暮らしの場の確保をめざします。

図表 42 今後の暮らし方の希望（再掲）



平成 18 年度「障害者計画策定のためのアンケート調査結果報告書」

【具体的施策】

施策・事業	施策の概要	実施時期	実施主体
障害者自立支援法に基づく施設入所支援等の充実	障害者自立支援法に基づく入所支援施設やケアホーム、グループホーム、福祉ホームなど障害のある人の地域生活を支援するための居住支援サービスの確保	A	障害者福祉課 支所住民福祉課
一般住宅の確保の支援	民間借家などの一般住宅への入居希望に応じた、居住サポート事業への取り組み 公営住宅への入居など、市の住宅施策との連携・調整による障害のある人の住宅の確保	B B	障害者福祉課 支所住民福祉課 建築課 支所建設水道課
住宅改修の支援	地域生活支援事業として、障害のある人が暮らしやすいよう住宅を改修するにあたっての相談の充実とともに、費用負担への支援を行います。	A	障害者福祉課 支所住民福祉課

【整備目標】

「からつ自立支援プラン（障害福祉計画）」に掲げる居住系サービスの整備目標を達成する

6 . 人権・権利擁護の推進

【現状課題と施策方針】

障害のある人が、施設内や家庭などでの虐待を受けている事例が全国的に発生しており、こうした虐待行為は障害のある人に体罰という認識が少なく、また、密室で行われている場合が多く見受けられます。特に、施設を利用している知的障害のある人の場合、虐待そのものが利用者本人にも理解されず、親が施設への遠慮から虐待を黙視する場合があると言われています。

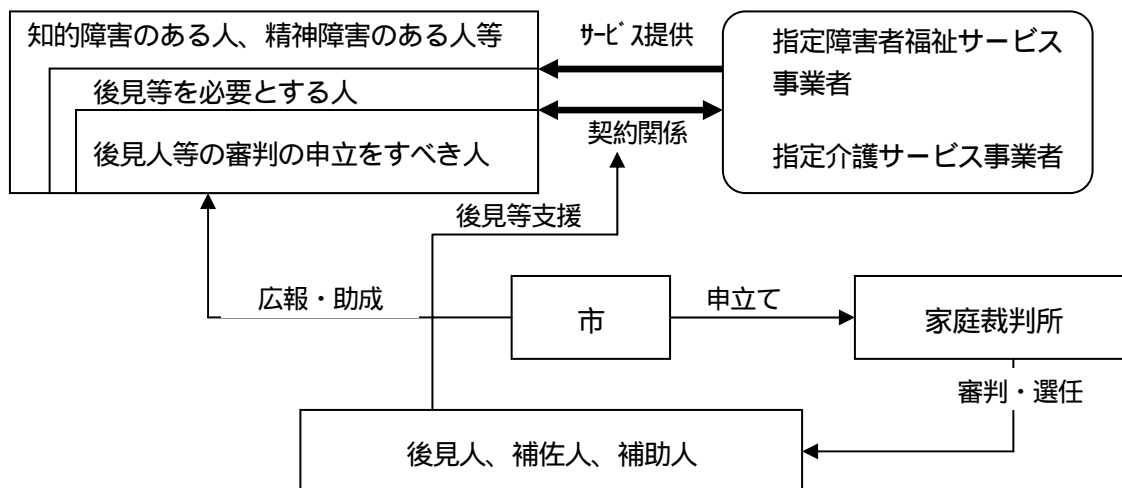
このような権利侵害は、初期の段階で対応することが大切であり、障害者自立支援法の付帯決議の中においても、「障害者の虐待防止のための取り組み、障害を理由とする差別禁止に係わる取り組み、成年後見制度その他障害者の権利擁護のための取り組みについて、より実効的なものとなるよう検討し必要な措置を講じること」が求められています。

このため、国や県と連携しながら虐待防止の啓発を充実し、虐待の予防を図るとともに、虐待が発生していた場合の早期発見から適切な対応につなぐ一貫した支援体制の確立をめざします。

また、障害により判断能力が不十分なため、契約等の法律行為における意思決定が困難な人が地域の中で自立した生活を送ることができるようにするためには、こうした人を保護・支援する体制づくりが重要です。

このため、財産の保全管理や各種申請権など、こうした障害のある人が地域で自立した生活を続けられるよう、県や社会福祉協議会などと連携し、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業などの推進をめざします。

図表 43 成年後見制度の仕組み（概略図）



【具体的施策】

施策・事業	施策の概要	実施時期	実施主体
虐待防止など人権に関する啓発の推進	障害のある人に対する虐待防止のための関係者に対する意識啓発、地域での取り組みに関する啓発	A	人権・同和対策課 高齢者福祉課 障害者福祉課 介護保険課 支所住民福祉課 生涯学習課
虐待等への的確な対応のための体制整備	虐待の早期発見のためのチェック機能の強化と警察や医療機関、民生児童委員などの関係機関・団体との連携強化による速やかな連絡・連携体制の確立	A	人権・同和対策課 高齢者福祉課 障害者福祉課 介護保険課 支所住民福祉課
地域福祉権利擁護事業の推進	知的障害など判断能力が十分ではない人に対する権利擁護にかかる相談、福祉サービスの利用援助、金銭管理サービスなどを行う地域福祉権利擁護事業の推進	A	障害者福祉課 支所住民福祉課 社会福祉協議会
権利擁護体制の確立	地域福祉権利擁護事業や成年後見制度に関する周知と利用促進	A	障害者福祉課 支所住民福祉課 社会福祉協議会

【整備目標】

権利擁護に係る制度・事業の周知と利用を促進する

7. 経済的支援の充実

【現状課題と施策方針】

障害のある人の社会生活の安定を図り、自立や社会参加を促進するためには、経済的な基盤づくりが重要です。このため、各種年金や手当制度の充実・普及を図ります。

【具体的施策】

施策・事業	施策の概要	実施時期	実施主体
各種福祉手当の支給	在宅の障害のある人の生計の柱となっている各種福祉手当に関する国への制度充実の要請	A	障害者福祉課 支所住民福祉課
生活福祉資金貸付の推進	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた人に属する世帯に対する生活福祉資金の貸付け	A	社会福祉協議会
心身障害者扶養共済制度掛金助成事業の加入促進	心身障害児・者の保護者が亡くなったり、重度障害になった場合にその扶養されている障害のある人に給付金を支給する「心身障害者扶養共済制度」への加入促進	A	障害者福祉課 支所住民福祉課
各種減免制度の周知と利用促進	住民税の控除や自動車税・自動車取得税・軽自動車税の減免などのほか、JR・バス運賃、タクシー料金、有料道路通行料金などの各種割引・減免制度の周知・普及	A	障害者福祉課 支所住民福祉課

【整備目標】

経済的支援に係る諸事業、制度の適切な運営と利用促進を図る

第3章 生きがいのある充実した生き方を支援する

1. 障害の特性に応じた一貫した教育の推進

【現状課題と施策方針】

障害のある子どもたちに対し、成長の各過程において障害の特性に配慮した教育機会を提供することが求められています。特に、LD(学習障害)やADHD(注意欠陥 / 多動性障害)、高機能自閉症などに対する関心が高まっていることから、特別支援教育の推進などこうした障害への対応を含めた検討が必要です。

障害のある子どもが一人の人間として、その能力を最大限に伸ばしていくために、一人ひとりの個性や特性など教育的ニーズに応じた特別支援教育の内容や支援体制の充実を図り、学びやすい教育環境の整備をめざします。

【具体的施策】

施策・事業名	施策の概要	実施時期	実施主体
就学・教育相談体制の充実	保健・福祉や保育所、幼稚園、学校、青少年支援センターなどにおける就学・進路相談機能の充実と相互連携の強化	A	保健課 障害者福祉課 支所住民福祉課 学校教育課 青少年支援センター
障害のある子どもに対する適切な教育機会の提供	障害児保育の充実 特別支援学校の設置促進や通常の学級で学ぶ場合の施設・設備の配慮	A	福祉課 学校教育課
特別支援教育の推進	通常の学校に在籍するLDやADHD、高機能自閉症などの発達障害により特別な教育的支援が必要な子どもに対する支援体制の整備	B	障害者福祉課 支所住民福祉課 学校教育課

<p>学校教育における障害者理解の推進</p>	<p>障害の有無にかかわらず地域で暮らす子どもたちの連帯意識を育み、障害のある人に対する理解を深めるための特別支援学校などの子どもとの交流教育の推進</p> <p>副読本の活用やボランティア体験など、学校教育における障害者問題に関する学習機会の充実</p>	<p>B</p> <p>A</p>	<p>学校教育課</p> <p>社会福祉協議会</p>
<p>「障害」に関する教職員研修の充実</p>	<p>発達障害を含めた多様な障害に対する理解を深めるための教職員研修の充実</p>	<p>A</p>	<p>学校教育課</p>
<p>障害のある子どもの放課後対策等の充実</p>	<p>障害のある子どもの放課後対策や、夏休みなどの長期休暇時における居場所づくり</p>	<p>B</p>	<p>福祉課</p> <p>障害者福祉課</p> <p>支所住民福祉課</p>

【整備目標】

学校教育を通じて障害や障害のある人への理解を深める

2. 生涯学習、スポーツ・レクリエーション活動の機会の充実

【現状課題と施策方針】

障害のある人が地域の中で自己実現を図りながら心豊かな生活を送ることができるよう、生涯学習やスポーツ・レクリエーション活動に親しむ機会を充実し、これらを通じて気おけない仲間や自分を理解してくれる仲間づくりを支援していくことが重要です。

こうした視点に立ち、生活のゆとりやうるおいを高めるための生涯学習機会の充実やスポーツ・レクリエーション活動の促進を図ります。

【具体的施策】

施策・事業	施策の概要	実施時期	実施主体
生涯学習機会の充実	<p>障害のある人の社会参加を促すための生涯学習施設を活用した学習機会の充実</p> <p>指導者の育成や芸術・文化活動に関する情報提供の充実</p>	<p>A</p> <p>A</p>	<p>障害者福祉課</p> <p>支所住民福祉課</p> <p>生涯学習課</p>
障害のある人に配慮したスポーツ・レクリエーションの振興	<p>障害のある人がスポーツ・レクリエーション活動に気軽に親しむことができるよう、施設の整備・改善やスポーツ指導者の育成・確保、スポーツ・レクリエーションに関する情報の効果的な提供</p> <p>健康の保持や障害の有無を問わず交流を広げることができるよう、障害のある人を対象とした競技スポーツやニュースポーツなどの生涯スポーツの振興</p>	<p>A</p> <p>A</p>	<p>障害者福祉課</p> <p>支所住民福祉課</p> <p>スポーツ振興課</p>
障害のある人への生涯学習関連情報の提供	<p>障害福祉に関する資料の収集と広く市民への提供</p> <p>生涯学習関連情報の提供拠点である図書館における録音図書や大活字本など、障害に配慮した図書の収集と利用促進</p>	<p>A</p> <p>A</p>	<p>図書館</p>

【整備目標】

障害のある人が気軽にスポーツ・レクリエーションに親しめるよう支援策を充実する

3. 就労支援と就労の場の確保

【現状課題と施策方針】

障害のある人の就労については、これまで多くが小規模作業所や授産施設において福祉的就労の場を確保してきました。

しかし、小規模作業所では生産能力や販路も問題などがあって工賃の向上を達成することが困難であり、福祉的就労の域を越えることができずにきました。

また、一般就労していくには、受け入れ側の意識啓発や継続的な勤務を可能とする環境の整備など、まだまだ改善していかなければならない点が多いのが実情です。

このため、アンケート調査結果においても、生活上の問題として障害のある人の雇用拡大は大きな問題となっており、就労へのニーズも高く、今後、障害のある人の雇用拡大に対し積極的な取り組みが求められています。

このため、障害のある人がその適性や能力に応じて可能な限り希望する就労が実現できるよう、ジョブコーチなどの制度活用も視野に入れながら、国、県等との連携、福祉施策と雇用施策との連携を図りながら、総合的な取り組みをめざします。

【具体的施策】

施策・事業	施策の概要	実施時期	実施主体
障害者雇用の拡大のための事業所等に対する啓発の推進	公共職業安定所や県、産業団体などとの連携強化による知的障害や精神障害を含め障害のある人の雇用拡大のための事業所への啓発の推進	A	起業企画課 障害者福祉課 支所住民福祉課
小規模作業所の新体系サービスへの円滑な移行の促進	小規模作業所について、障害者自立支援法に基づき、就労移行支援、就労継続支援、地域活動支援センター等の新たなサービス体系への円滑な移行の促進 既存施設からの移行だけでなく、新たな地域活動支援センターの設置促進	A B	障害者福祉課 支所住民福祉課
精神障害者社会適応訓練事業の推進	回復途上の精神障害のある人を対象とした、企業等への委託による職場生活経験や作業訓練の実施	A	保健福祉事務所
総合的な就労相談体制の確立	地域自立支援協議会を核とした、就労への一貫した支援と総合的な相談支援の体制の確立	B	障害者福祉課 支所住民福祉課
福祉的就労施設の整備	養護学校卒業生や在宅障害者の要望を見極めた授産施設などの計画的な施設整備	B	障害者福祉課 支所住民福祉課
市役所など公的機関における雇用拡大の推進	市役所などの公的機関における清掃委託など障害のある人の職域の拡大 行政関連業務の委託による障害者雇用の促進方策の検討	B B	障害者福祉課 支所住民福祉課 関係各課

【整備目標】

「からつ自立支援プラン（障害福祉計画）」に掲げる就労移行・就労継続支援のためのサービスの整備目標を達成する

第4章 だれにもやさしい安全・安心の生活環境を共に創る

1. バリアフリー化・ユニバーサルデザインの推進

【現状課題と施策方針】

障害のある人の社会参加を促進していくためには、歩道や建物の段差の解消、憩いや交流の場となる公園整備などにおける障害のある人の利用しやすさへの配慮など、総合的な福祉のまちづくりを進めることが重要です。

また、単に改善にとどまらず、利用者のニーズなどを踏まえた「ユニバーサルデザイン」への配慮などといった考え方を取り込みながら、計画的、効率的な施設整備を進める必要があります。

このため、障害のある人への配慮はもとより、障害の有無を問わず子どもから高齢者に至るまでだれもが安心して暮らすことができる安全・安心のまちづくりの視点に立って、計画的なバリアフリー化・ユニバーサルデザインの推進をめざします。

【具体的施策】

施策・事業名	施策の概要	実施時期	実施主体
公共施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザインの推進	障害の有無や年齢にかかわらずだれもが利用しやすい施設となるよう、公共施設のバリアフリー化の推進と計画段階からのユニバーサルデザインの検討	B	関係各課
安全・安心の道路交通環境や公園の整備	障害のある人の歩行の安全確保と事故防止のための道路の段差解消や安全な道路交通環境の整備 公園や観光施設のバリアフリー化の推進と障害のある人が利用しやすいトイレの設置	A A	観光課 道路河川課 都市計画課 公園課 区画整理課 関係各課

障害のある人の意向をふまえた事業実施	唐津駅南口広場整備をはじめ、障害のある人の意向を組み入れた事業実施方式の定着	A	道路河川課 関係各課
民間建築物の整備改善の促進	不特定多数の市民が利用する商業施設や銀行、病院などの民間建築物を中心としたバリアフリー化やユニバーサルデザインの促進	B	高齢者福祉課 障害者福祉課 支所住民福祉課 建築課

【整備目標】

公共施設のバリアフリー化やユニバーサルデザインを計画的に推進する

2. 移動・交通手段の整備改善

【現状課題と施策方針】

市内の駅施設や路線バスの車両などについてバリアフリー化は進んできていますが、継続的な取り組みが求められる状況にあります。

このため、障害のある人が地域において自立した生活を営み、社会参加しやすい環境を実現していくため、鉄道、バスのほか、本市の離島間の航路となっている船舶も含め、公共交通機関及びその関連施設の充実とバリアフリー化の促進をめざします。

【具体的施策】

施策・事業名	施策の概要	実施時期	実施主体
障害者自立支援法に基づく移動支援の充実	移動に支障のある障害のある人が安心して利用できるよう、障害者自立支援法に基づく行動援護のほか、地域生活支援事業に位置づけられる移動支援事業の推進	A	障害者福祉課 支所住民福祉課
ボランティアによる移動支援	障害のある人の交通手段としての移送ボランティアの育成と有償移送ボランティアの適切な運営	A	高齢者福祉課 障害者福祉課

			支所住民福祉課
公共交通機関のバリアフリー化の促進と「交通バリアフリー基本構想」の策定・推進	電車やバスなどの公共交通機関のバリアフリー化の促進 障害のある人をはじめ、だれもが利用しやすいまちづくりのための「交通バリアフリー基本構想」の策定と事業の推進	B B	障害者福祉課 支所住民福祉課 道路河川課 都市計画課

【整備目標】

「からつ自立支援プラン（障害福祉計画）」に掲げる移動支援に係るサービスの整備目標を達成する

公共交通機関のバリアフリー化を促進する

3. 障害のある人に配慮した防災・防犯対策の充実

【現状課題と施策方針】

自力避難の困難な障害のある人たちに対する防災知識の普及と災害時の適切な情報提供、避難誘導などの体制充実に努めます。また、障害のある人や高齢者をはじめ、市民が悪質商法などの被害にあわないように、情報提供などを進めます。

【具体的施策】

施策・事業名	施策の概要	実施時期	実施主体
地域防災計画の推進	「唐津市地域防災計画」に基づく、障害のある人に対する災害時の情報伝達、避難誘導體制及び避難所における生活の困難性の軽減などに配慮した対策の充実	A	障害者福祉課 支所住民福祉課 (防災課)

緊急通信システムの充実	災害及び緊急事故の発生時における緊急通報体制の充実と迅速・的確な活動のための関係機関との連携強化	A	障害者福祉課 支所住民福祉課 警防課
地域防犯体制の確立	地域における障害のある人の防犯思想の普及・啓発、防犯パトロールなど地域安全活動の推進	A	総務課 障害者福祉課 支所住民福祉課
災害時要援護者の避難支援体制の確立	「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」に基づく災害時要援護者の避難支援体制の確立	B	障害者福祉課 支所住民福祉課 (防災課)
災害ボランティアセンター機能の充実	災害時において、被災者に対する安否確認活動や生活支援のための活動等のボランティア活動が円滑に行われるよう、平常時から災害時に備えた支援体制の整備	A	社会福祉協議会

【整備目標】

地域防災計画に基づき障害のある人の特性に配慮した災害時の適切な情報提供・避難誘導等の支援体制を充実する

第5章 相談・情報提供体制と総合的支援の仕組みづくり

1. 相談体制の充実

【現状課題と施策方針】

障害のある人やその家族が抱えるさまざまな問題に対応できる相談体制を整えることは、地域生活を支援する上でも重要であり、安心して、また気軽に利用できる相談体制の充実を図ります。

【具体的施策】

施策・事業	施策の概要	実施時期	実施主体
窓口サービスの充実	窓口案内に「耳マーク」を表示し、筆談サービスを実施するなど、それぞれ障害の特性に配慮したきめ細かな窓口サービスの充実	A	全課
総合的な相談ネットワークの構築	多岐にわたる障害のある人の相談内容に迅速かつ的確に対応できるよう、関係各課の連携体制の確保と「ワンストップ相談」の検討 社会福祉協議会や障害者関連施設、医療機関、公共職業安定所など多分野にわたる総合的な相談ネットワークづくり	A A	障害者福祉課 支所住民福祉課 障害者相談支援センター 関係各課
身体障害者相談員・知的障害者相談員活動の充実	障害のある人やその家族からの相談に応じ、関係機関と協力してその解決にあたる身体障害者相談員や知的障害者相談員による相談活動の充実	A	障害者福祉課 支所住民福祉課
民生委員・児童委員の相談活動の充実	障害のある人など援助を必要とする人の相談・指導・助言など個別援助活動を行う民生委員・児童委員の相談活動の充実	A	障害者福祉課 支所住民福祉課 社会福祉協議会

【整備目標】

「ワンストップ相談」や関係機関等との連携による総合的な相談ネットワークづくりをめざす

2. 情報提供体制の充実

【現状課題と施策方針】

本市では、障害者施策を含め市政の解説、動向及び行事案内などを中心に市民の市政への関心を高めるため、毎月1回市の広報「市報からつ」を発行し、全戸配布しているほか、視覚障害のある人にはボランティアの協力を得て市報の点字版や音声版を作成し、希望者へ配布しています。このほか、「議会だより」についても視覚障害のある人に対して点字版を作成し、市議会の情報を提供しています。

また、市民生活に密着したサービスやイベント、市政などに関する情報については、インターネットのホームページを通じて情報発信しています。

多様な情報の提供に対する障害のある人やその家族からの要望は強く、今後とも必要な情報が的確に伝わるよう、情報提供・表示などの方法について検討を進めます。

また、情報収集・利用などに大きな支障のある聴覚障害や視覚障害のある人に対して、コミュニケーション手段の確保と情報利用の円滑化を進めます。

【具体的施策】

施策・事業	施策の概要	実施時期	実施主体
「声の広報」、 「点字広報」化 の推進	視覚障害のある人に配慮した声の広報化や点字 広報化など市の広報や議会だよりの充実 重要度の高い文書や案内文書などの点字版の作 成や音声化など障害の特性に配慮した広報伝達	A	広報公聴課 障害者福祉課
		A	支所住民福祉課 議会事務局 関係各課
唐津市ホームペ ージの充実	利用しやすい表示や伝達の方法、操作方法の工 夫、色覚異常のある人などへの配慮といったホ ムページによる情報提供の充実	A	広報公聴課 関係各課
情報バリアフリ ー化の推進	インターネットなどの情報媒体を気軽に利用で きるよう、障害のある人のパソコン操作などの支 援を行う「ITボランティア」の養成	B	障害者福祉課 支所住民福祉課

【整備目標】

障害のある人の情報バリアフリーのための支援策を充実する

3. 関係機関による総合的な支援ネットワークの構築

【現状課題と施策方針】

障害のある人が地域の中で安心して暮らしていくためには、さまざまな生活課題に対応できる多様な支援ネットワークづくりが重要です。

このため、障害者福祉課をはじめとする庁内関係部署間や国・県の関係機関とのネットワーク化、あるいは社会福祉協議会を中心とするボランティアのネットワーク化といった全市民的な支援ネットワークの構築のほか、地域を単位とする小域圏での住民相互のネットワーク化に至るまで多重構造のネットワークづくりをめざします。

また、これらの多層な支援ネットワークが効果的、効率的に機能するよう、支援を必要とする障害のある人とさまざまな支援者を結び付けたり、地域のさまざまな活動が相互に連携、協力できるよう、「つなぎの機能」となる総合的なケアマネジメントの仕組みづくりをめざします。

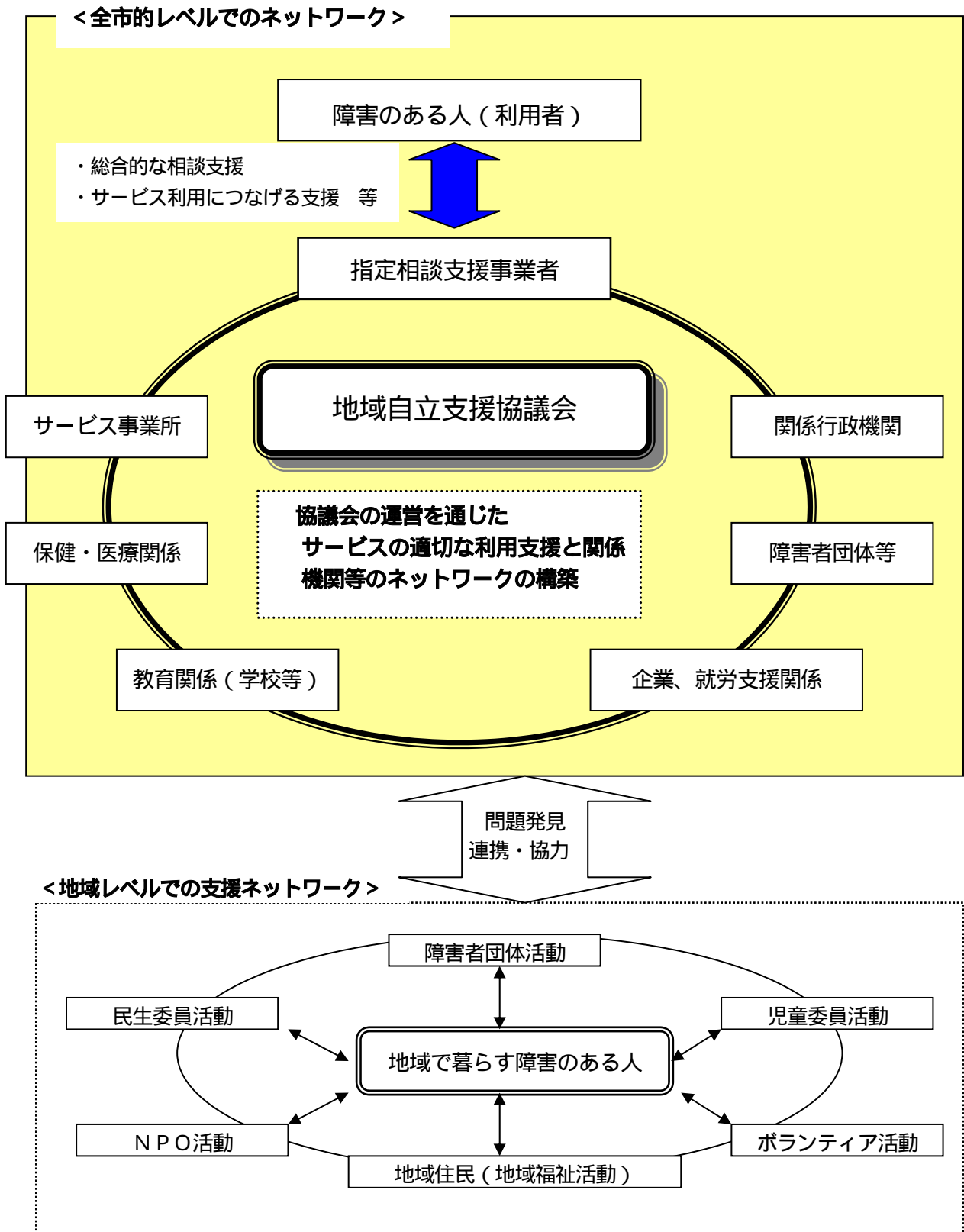
【具体的施策】

施策・事業	施策の概要	実施時期	実施主体
障害のある人に対する重層的な支援ネットワークづくりの推進	保健・医療・福祉・教育・雇用など広範な領域にわたる庁内関係各課によるネットワークの充実 民生委員・児童委員や障害者相談員のネットワークの活用 自治会や老人クラブなどさまざまな既存組織のネットワークづくり 社会福祉協議会を核とした多様な市民ボランティア活動、NPO活動のネットワーク化の促進	A A A A	障害者福祉課 支所住民福祉課 関係各課 社会福祉協議会
総合的なマネジメント機能の確立	市をはじめ関係行政機関、医療機関、社会福祉法人などの相互連携と、障害のある人の自立生活の支援や社会参加支援にかかわる必要なサービス調整のための総合的なケアマネジメント機能としての「地域自立支援協議会」の運用	B	障害者福祉課 支所住民福祉課 保健福祉事務所

【整備目標】

庁内関係各課や障害者相談員、民生委員等の地域福祉実践者及び市民ボランティア活動等の連携強化による重層的な支援ネットワークづくりを推進する

図表 44 障害のある人への重層的な支援ネットワークの構築（イメージ図）



第6章 計画の推進体制

1. 市民参加、障害のある人の参加の推進

この計画を推進し目標を達成していくためには、市民、事業者、ボランティア・NPO、関係機関、市の協働が不可欠です。

このため、これら各主体によるパートナーシップを基礎として、計画の推進体制を確立するとともに、進行管理を行います。

また、市の実情に即したより効果的な施策展開を図るため、障害のある人の参加・協力の機会を設けるよう努めます。

2 推進体制の充実

(1) 全庁的な施策の推進

庁内各課の緊密な連携を図り、全庁が一体となって各種施策を推進していくとともに、必要に応じて障害のある人及び関係者の意見が反映できる機会を設定するなど、障害者施策の総合的かつ効果的な推進に努めます。

また、計画の進行管理を行い、障害者施策におけるP(Plan:計画)・D(Do:実行)・C(Check:評価)・A(Action:見直し再実行)の仕組みづくりをめざします。

(2) 共に進める組織体制の充実

市の全庁的な組織と、市民、事業者、ボランティア、関係機関などの組織ネットワークを核に相互連携体制を整備し、計画の効果的な推進に努めます。

主要施策の整備目標一覧

第1章 ふれあいと交流を通じ「市民のきずな」を強める

項目	整備目標
(1)理解・啓発活動の推進	障害のある人への「周囲の理解が深まっていない」と感じる人の割合の半減に努める (現行)障害のある人全体の16.4% (平成23年度)現行の半減 周囲からの「差別や偏見を経験したことがある」人の割合の半減に努める (現行)障害のある人全体の27.1% (平成23年度)現行の半減
(2)ライフステージに応じた一貫した福祉教育の推進	福祉教育を実践している学校などの割合を増やす 学校職員などへの福祉意識啓発のための研修機会を増やす 人権や障害者問題に関する市民への学習機会を増やす
(3)交流・ふれあいの機会の充実	障害のある人との地域での日常的なふれあい交流事業を増やす
(4)ボランティア活動やNPO活動への支援	市民ボランティア組織・NPO組織数を増やす 市民参加によるボランティア養成講座の開催を増やす 障害のある人自らのボランティア活動を育成する
(5)地域で支える基盤づくり	地域での多様な福祉活動の連携・交流の場を増やす

第2章 住み慣れた地域での自立した生活を支える

項目	整備目標
(1)障害の早期発見・早期療育	障害を早期に発見し、適切な療育につなげるための保健事業の充実と関係機関等との連携を強化する
(2)保健・医療・リハビリテーションの充実	保健・医療・福祉の連携強化による在宅療養者の総合的な支援に努める 日常生活機能を高めるリハビリテーションの充実を図る
(3)在宅福祉サービスの充実	「からつ自立支援プラン(障害福祉計画)」に掲げる障害福祉サービスの整備目標を達成する 発達障害のある人に対する支援策を推進する
(4)日中活動の場づくり	「からつ自立支援プラン(障害福祉計画)」に掲げる地域活動支援センター等の整備目標を達成する
(5)居住支援の充実	「からつ自立支援プラン(障害福祉計画)」に掲げる居住系サービスの整備目標を達成する

(6)人権・権利擁護の推進	権利擁護に係る制度・事業の周知と利用を促進する
(7)経済的支援の充実	経済的支援に係る諸事業、制度の適切な運営と利用促進を図る

第3章 生きがいのある充実した生き方を支援する

項目	整備目標
(1)障害の特性に応じた一貫した教育の推進	学校教育を通じて障害や障害のある人への理解を深める
(2)生涯学習、スポーツ・レクリエーション活動の機会の充実	障害のある人が気軽にスポーツ・レクリエーションに親しめるよう支援策を充実する
(3)就労支援と就労の場の確保	「からつ自立支援プラン（障害福祉計画）」に掲げる就労移行・就労継続支援のためのサービスの整備目標を達成する

第4章 だれにもやさしい安全・安心の生活環境を共に創る

項目	整備目標
(1)バリアフリー化・ユニバーサルデザインの推進	公共施設のバリアフリー化やユニバーサルデザインを計画的に推進する
(2)移動・交通手段の整備改善	「からつ自立支援プラン（障害福祉計画）」に掲げる移動支援に係るサービスの整備目標を達成する 公共交通機関のバリアフリー化を促進する
(3)障害のある人に配慮した防災・防犯対策の充実	地域防災計画に基づき障害のある人の特性に配慮した災害時の適切な情報提供・避難誘導等の支援体制を充実する

第5章 相談・情報提供体制と総合的支援の仕組みづくり

項目	整備目標
(1)相談体制の充実	「ワンストップ相談」や関係機関等との連携による総合的な相談ネットワークづくりをめざす
(2)情報提供体制の充実	障害のある人の情報バリアフリーのための支援策を充実する
(3)関係機関による総合的な支援ネットワークの構築	庁内関係各課や障害者相談員、民生委員等の地域福祉実践者及び市民ボランティア活動等の連携強化による重層的な支援ネットワークづくりを推進する

資料編

市内の障害者関連施設・事業者一覧（平成19年3月現在）

市外局番：（0955）

施設区分	施設名	所在地	電話
			F A X
身体障害者療護施設	からつ医療福祉センター・久里双水園	〒847-0001 唐津市双水2806	70-3580 78-0683
重症心身障害児施設	からつ医療福祉センター・アルトン	〒847-0001 唐津市双水2806	70-3580 78-0683
知的障害児通園施設	からつ医療福祉センター・まつぼっくり教室	〒847-0001 唐津市双水2806	70-3580 78-0683
心身障害児通園施設	あゆみ教室	〒847-0011 唐津市栄町2572番地1	72-9169 74-5628
知的障害者更生施設	からつ学園	〒847-0111 唐津市佐志石ケ元2107-2	72-1200 72-1201
知的障害者授産施設	太陽社	〒847-0033 唐津市久里2073-2	78-2520 78-1019
知的障害者グループホーム	みなみ荘	〒847-0112 唐津市佐志南3859-9	
	あやめ荘	〒847-0033 唐津市久里2404-1	
	ひまわり荘	〒847-0033 唐津市久里2404-1	
	グループホームみずき	〒847-0111 唐津市佐志石ケ元2114-3	
精神障害者グループホーム	まつばら	〒847-0022 唐津市鏡	
精神障害者小規模作業所	はまゆう作業所	〒847-0083 唐津市和多田大土井1-1 都市青年の家	72-9392 72-9392
地域活動支援センター	NPO法人ミ二授産施設・唐津	〒847-0011 唐津市栄町2575番地14	74-5234 74-5234
	NPO法人フレンドハウス	〒847-0851 唐津市富士見町12番1号	75-3310 75-3310
	唐津市障害者福祉会館	〒847-0011 唐津市栄町2572番地1	72-9169 74-5628

唐津市障害者基本計画等策定委員会委員名簿

任期：平成18年10月13日から平成19年1月31日まで

No	区 分	名 称	役職名	氏名（敬称略）
1	市議会議員	唐津市議会市民厚生委員会委員	委員長	志渡澤 一 則
2	市及び関係行政機関	唐津公共職業安定所	所長	堤 豊 市
3		唐津保健福祉事務所	所長	古 賀 義 孝
4		唐津市保健福祉部	部長	脇 山 健治郎
5	関係団体 （障害者団体）	唐津市身体障害者福祉協会	副理事長	吉 本 國 守
6		唐松身体障害者団体連合会	副会長	川 崎 八州博
7		唐津市手をつなぐ育成会	会長	志 気 利 彦
8		全国脊髄損傷者連合会佐賀県支部	唐津地区 代表	松 尾 秀 光
9	関係団体 （障害者家族会）	唐松地区精神障害者家族会松原会	会長	佐 藤 由紀子
10	関係団体 （保健医療関係者）	唐津東松浦医師会	会長	平 川 英 典
11		唐津東松浦歯科医師会	地域福祉 担当理事	中 谷 格
12	関係団体 （福祉事業関係者）	唐津市ボランティア連絡協議会	副会長	坂 井 由美子
13		唐津市ボランティア連絡協議会		牛 草 進
14		唐津市民生委員児童委員連絡協議会	会長	川 添 和 俊
15		唐津市社会福祉協議会	会長	原 満 (平成19年1月3日まで)
16	会長		大 串 重 幸 (平成19年1月4日から)	
17	関係団体 （サービス事業者）	佐賀整肢学園からつ医療福祉センター	久里双水園 施設長	岩 瀬 裕 幸
18		からつ学園	園長	手 島 新 治
19		太陽社	施設長	近 藤 り か
20	学識経験を有する者	佐賀県肢体不自由児者父母の会連合会	副会長	加 世 堂 久
21		唐津地区特別支援教育研究会	会長	鶴 三 紀 雄
22		九州大学大学院教授		針 塚 進

会長 副会長

唐津市障害者基本計画等策定委員会設置要領

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)に基づく唐津市障害者基本計画及び障害者自立支援法(平成17年法律第123号)に基づく唐津市障害福祉計画(以下これらを「計画」という。)の策定に関し、重要な事項について調査審議するため、唐津市障害者基本計画等策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項について調査審議する。

- (1) 計画策定における骨子案、素案及び計画案に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、計画策定の推進における重要事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員21人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 市及び関係行政機関の役職員
- (3) 関係団体の役職員
- (4) 学識経験を有する者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、平成19年1月31日までとする。

2 委員に欠員が生じたときは、速やかに補欠委員を任命し、又は委嘱するものとする。

(会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、市長から諮問を受けたとき、又は会長が必要と認めるときに、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉部障害者福祉課において処理する。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成18年8月14日から施行する。

唐津市障害者基本計画の策定経過

と き	内 容
平成18年7月	(1) 障害者基本計画等策定に関するアンケート実施 (2) 障害者基本計画等策定に関するインタビュー調査実施 ア 関係施設 8施設 イ 関係団体 18団体 ウ 障害児保護者等 70人
平成18年10月10日	第1回庁内調整会議 【議題】 (1) 計画策定方針 (2) 策定委員会委員について (3) 計画骨子について (4) 今後のスケジュール
平成18年10月13日	第1回策定委員会 【次第】 (1) 辞令交付 (2) 市長あいさつ (3) 委員紹介 (4) 障害者福祉課職員紹介 (5) 会長、副会長選出 【議題】 (1) 計画策定の経過 (2) 計画骨子について (3) 今後のスケジュール
平成18年11月21日	第2回庁内調整会議 【議題】 (1) 計画素案について (2) 今後のスケジュール
平成18年12月5日	第2回策定委員会 【議題】 (1) 計画素案について (2) 今後のスケジュール
平成19年1月30日	第3回策定委員会 【議題】 (1) 計画案について (2) 今後のスケジュール
平成19年2月7日 ～28日	パブリックコメントの実施
平成19年3月	計画の確定

<参考> 用語解説

【あ行】

IT (Information Technology)

情報技術。コンピュータを利用して情報の処理を効率化する技術全般を指す。

インターネット

世界中のコンピュータと文字、映像、音声等を使った多様な情報を自由に通信することを可能とする世界規模の情報通信網。

NPO (Non-Profit Organization)

民間非営利組織。環境、福祉、国際交流などに関する目的で広範囲にわたりさまざまな活動を行っている非営利の民間組織。

【か行】

学習障害 (LD : Learnig Disability)

基本的に全般的な知的発達遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する、推論するなどの特定の能力の習得と使用に著しい困難を示す様々な障害。学習障害は、中枢神経系に何らかの機能障害があると推定されるが、その障害に起因する学習上の特異な困難は、主として学齢期に顕在化するが、学齢期を過ぎるまで明らかにならないこともある。

グループホーム

知的障害者などが、地域の中で、世話をする人とともに日常的援助を受けながら共同生活する住宅。

ケアマネジメント

援助を必要とする人に対して、保健・医療・福祉などの地域のさまざまな社会資源を活用したケアプラン（個別支援計画）を作成し、適切なサービスを行うこと。

権利擁護事業

知的障害者、精神障害者、認知症高齢者などの判断能力が不十分な人に対して、福祉サービスの利用援助を行うことにより、自立した地域生活を送れるよう、その人の権利を擁護することを目的とする事業。

【さ行】

障害者基本法

平成5年12月、これまでの「心身障害者対策基本法」が「障害者基本法」と改められ、障害者とは身体障害者、知的障害者、精神障害者と定義された。平成16年6月には、近年の障害者を取り巻く社会経済情勢の変化等にかんがみ、障害を理由として差別その他の権利利益を侵害する行為の禁止規定や都道府県及び市町村に障害者のための施策に関する基本的な計画の策定を義務付ける等の大幅な改正が行われた。

ショートステイ

日頃から介護している家族等が、疾病やその他の理由により居宅において介護できなくなった場合に、施設で一時的に預かり介護を行う事業。

身体障害者手帳

身体に障害のある人が「身体障害者福祉法」に定める障害に該当すると認められた場合に交付されるもの。身体障害者手帳の等級は重度から1級～6級に区分されているが、さらに障害により視覚、聴覚、音声言語、肢体不自由、内部（呼吸器や心臓、じん臓、ぼうこう又は直腸、小腸、免疫機能）に分けられる。

精神障害者保健福祉手帳

平成7年5月に改正された「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」の規定により創設されたもの。手帳制度を設け、各種の支援政策を推進、障害者の社会復帰・自立・社会参加の促進を図ることを目的としている。障害の程度により重度から1級、2級、3級とし、2年ごとに精神障害の状態について都道府県知事の認定を受けなければならない。

成年後見制度

知的障害、精神障害、認知症等により、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度。具体的には、判断能力が不十分な人について契約の締結等を代わりに行う代理人などを選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにするなど、これらの人を不利益から守る制度。

【た行】

注意欠陥/多動性障害（ADHD：Attention Deficit-Hyperactivity Disorder）

知能は、ほぼ正常ないし正常以上であるが、種々の程度の学習や行動の異常があり、中枢神経機能の偏りをともなうもの。

この中枢神経機能の偏りにより、認知、概念化、言語、記銘、注意の集中、衝動の抑制、運動機能の障害のいくつかが重複してみられるもの。

デイサービス

在宅の障害のある人が、施設において、入浴や食事、生活指導等のサービスを受けながら一日を過ごすこと。

特別支援教育

従来の特殊教育の対象の障害だけでなく、学習障害（LD）、注意欠陥/多動性障害（ADHD）、高機能自閉症を含めて障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けて、その一人ひとりの教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うもの。

【な行】

難病

原因不明、治療方法未確立、後遺症を残すおそれの多い疾病、経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するため、家庭の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病とされている。パーキンソン病、重症筋無力症などがある。

ネットワーク

網目状の構造とそれを維持するための機能。社会福祉及び社会援助活動の領域では、人間関係、活動団体のつながりや相互連携の意味で用いられることが多い。

ノーマライゼーション

障害のある人を特別視するのではなく、社会の中で普通に生活できるような条件を整えるべきであり、ともに生きる社会こそが自然であるという考え方。

【は行】

パートナーシップ

相互に協力、協働しながら、一つの事業や計画の立案を推進すること。

バリアフリー

障害のある人が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを取り除くこと。障害のある人の社会参加を困難にするバリアには、建物などの物理的なもの、意識上のもの、制度的なものがある。

福祉的就労

一般就労が困難な障害のある人が、各種の授産施設や小規模作業所等で職業訓練等を受けながら作業を行うことをいう。

ホームヘルプサービス

在宅で介護や支援を要する人に対し、その自宅へ資格を有するホームヘルパーが出向いて、食事や排泄などの介護や、家事その他日常生活上の世話をを行うサービス。

【や行】

ユニバーサルデザイン

施設や道具、仕組みなどが、すべての人にとって利用・享受できる仕様・デザインとなっていること。

要約筆記

聴覚障害のある人に話の内容をその場で文字にして伝える筆記通訳のこと。話すスピードは書く（入力する）スピードより数倍も速くてすべては文字化できないため、話の内容を要約して筆記するため「要約筆記」という。

【ら行】

ライフスタイル

衣食住、交際、娯楽などの生活の様式及び生活の行動や様式を形づくる考え方や習慣。

ライフステージ

人生の各段階。幼少期、青年期、壮年期、老年期などの段階に分けられる。

リハビリテーション

障害のある人の身体的、精神的、社会的な適応能力回復の技術的訓練プログラムにとどまらず、障害のある人のライフステージにおける全ての段階において全人間的復権に寄与し、障害のある人の自立と社会参加を目指す障害者施策の理念。リハビリテーションには、医学、工学、職業、社会等の各専門分野があるが、障害のある人の人間的復権を図るためには、それらの諸技術の総合的推進が肝要である。

療育手帳

児童相談所または知的障害者更生相談所において知的障害者と判定された人に対して交付される手帳。障害の程度は、A判定が重度、B判定が中度・軽度となっている。

【わ行】

ワンストップ相談

相談者が必要な相談や手続きのために、庁内各課を回るのではなく、一つの窓口においてあらゆる相談から手続きまでが行えるよう配慮した相談方式。